

# 第4次印西市男女共同参画プラン (案)

印西市



## 計画の構成

<b>第1章 計画の策定にあたって</b>	<b>1</b>
1. 計画策定の趣旨・背景	2
2. 計画の位置付け・期間	6
<b>第2章 印西市を取り巻く現状</b>	<b>7</b>
1. 統計にみる本市の現状	8
2. 第3次プランの進捗状況	20
<b>第3章 計画の内容</b>	<b>23</b>
1. 計画の基本理念と計画の目標	24
2. 計画の体系	25
3. 重点目標に基づく具体的な取組	26
<b>第4章 推進体制</b>	<b>53</b>
1. 推進体制の強化	54
2. 計画の進行管理	55
3. 計画の目標指標一覧	56
<b>第5章 資料編</b>	<b>59</b>
1. 計画の策定経過	60
2. 諮問・答申	61
3. 印西市男女共同参画推進委員会委員名簿	62
4. 印西市男女共同参画推進委員会設置条例	63
5. 印西市男女共同参画推進委員会委員設置要綱	65
6. 印西市男女共同参画推進本部設置要綱	66
7. 根拠法令(抄)	68



# **第 1 章 計画の策定にあたって**

---

# 1. 計画策定の趣旨・背景

## (1)男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。(男女共同参画社会基本法第2条)

## (2)男女共同参画を取り巻く近年の主な国・県の動向

### ①国の動向

国においては、平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成12年に「男女共同参画基本計画」が策定されて以降、計画を見直しながら男女共同参画の推進に取り組んでいます。

令和2年には、新型コロナウイルス感染症拡大を契機に、社会的・政治的・経済的システムにおける女性の脆弱性が明らかになる中、「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。この計画の中では、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認(性同一性)に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものであるとされました。

国の「SDGs アクションプラン2023」における、8つの優先課題の1点目としても「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー<sup>1</sup>平等の実現」が挙げられ、SDGsの達成に向けての重点として位置づけられています。

様々な取組にもかかわらず、2023年に発表された日本のジェンダーギャップ指数(GGI)は146か国中125位と過去最低の順位となりました。

### 【第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～】

令和12年度末までの「基本認識」並びに令和7年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定め、施策の総合的かつ計画的推進を図るものとされている。

#### ジェンダー・ギャップ指数(GGI)

世界経済フォーラムが公表する、ジェンダーによる格差を表したもので、0が完全不平等、1が完全平等を表しています。「経済」、「教育」、「健康」、「政治」の分野毎のデータをもとに、総合順位を算出しています。

2023年、日本は0.647という結果で、総合順位は146か国中125位(前回は146か国中116位)と、前回から順位を落とし、過去最低の順位となりました。日本は、「教育」、「健康」の順位は世界トップクラスの値である一方、「経済」及び「政治」における順位が低くなっています。

<sup>1</sup> ジェンダー：「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別(セックス／sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー／gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

## SDGs とは

SDGs とは持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)の略で、日本語で「持続可能な開発目標」といいます。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摶性のある社会の実現を目指すもので、先進国、開発途上国すべての国々を含めた全世界共通の目標として、2015 年 9 月に開催された国連サミットで採択されました。

目標5「ジェンダー平等を実現しよう」には、9つのターゲットが盛り込まれており、「あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する」、「政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する」などの内容が示されています。



### ◆DV の防止

平成 13 年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「DV 防止法」という。)」が公布されました。その後、平成 16 年、平成 19 年の改正を経て、平成 25 年の改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者も保護の対象として、適用が拡大されました。

また、令和5年に閣議決定された改正法においては、精神的に重大な危害を受けるおそれが大きい場合にも、保護命令の申し立てが可能となったほか、保護命令の期間延長、命令に違反した場合の罰則の引き上げなど、取組が強化されました。

### ◆女性活躍の推進

平成 27 年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)」が公布され、女性の採用・登用・能力開発等のための「事業主行動計画」の策定が、国及び地方公共団体、労働者の数が 300 人を超える民間事業主に義務付けられ(労働者が 300 人以下の民間事業主については努力義務)、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進する取組が進められてきました。

令和元年の女性活躍推進法の改正により、一般事業主行動計画の策定の対象が、常時雇用する労働者が 101 人以上の事業主に拡大されました。さらに、常時雇用する労働者が 301 人以上の事業主に

は、職業生活に関する機会の提供に関する実績や、職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績等、女性活躍に関する情報公表の義務が課されました。この改正は令和4年に全面的に施行され、男女間賃金格差の更なる縮小を図るなど、女性活躍推進の取組が強化されました。

#### ◆政治分野における男女共同参画の推進

平成30年5月には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布されました。この法律では、国政及び地方議会の選挙において、政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等になることを目指すよう規定されました。

このような取組にもかかわらず政治分野への女性の参画が諸外国と比べて遅れている現状を踏まえ、この法律は令和3年に改正されました。改正法において、政党は、候補者の選定方法の改善、候補者となるにふさわしい人材の育成、セクハラ・マタハラ等への対策等にも自主的に取り組むよう努めるものとされたほか、国及び地方公共団体は、セクハラ・マタハラへの対応を始めとする環境整備等の施策の強化することとされました。

#### ◆育児・介護休業法の改正

令和3年6月に育児・介護休業法が改正され、男性による育休取得促進をはじめ、柔軟な育児休業の枠組みの創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け、育児休業の分割取得、育児休業の取得の状況の公表の義務付け、有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和など、休業制度の取得促進に向けた措置を講ずることが定められました。

#### ◆困難な問題を抱える女性への支援

女性をめぐる課題の複雑化、多様化、複合化していることがコロナ禍により顕在化し、女性に対する支援強化が喫緊の課題として認識される中、令和4年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立しました。

この法律は、日常生活又は社会生活を営むに当たり、女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図ることを目的としています。性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目指しています。

## ②千葉県の動向

千葉県では、平成 13 年に「千葉県男女共同参画計画」が策定されました。

また、平成 18 年には、「千葉県 DV 防止・被害者支援基本計画」が策定されました。

その後、第2次、第3次、第4次計画を経て、令和3年に「第5次千葉県男女共同参画計画」を策定し、この計画を「女性活躍推進法」に基づく都道府県推進計画としても位置付け、それらの視点に基づいた重点施策を設定しています。

### 【第5次千葉県男女共同参画計画】

計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間

#### ◆DV の防止

令和4年には「千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第5次)」が策定されました。第5次千葉県男女共同参画計画、千葉県 DV 防止・被害者支援基本計画(第5次)においては、SDGsの達成に向けた包括的な取組に貢献する計画であることが明記されました。

## (3)計画策定の必要性

本市では、平成 16 年に「印西市男女共同参画プラン」を策定し、平成 26 年には本市の現状と課題を踏まえて施策内容を見直した「第2次印西市男女共同参画プラン」(以下「第2次プラン」という。)、令和元年には「第3次印西市男女共同参画プラン」(以下「第3次プラン」という。)を策定しました。第3次プランは、男女共同参画社会の実現のための基本理念並びに計画の目標等を、令和 10 年までの基本計画と位置づけ、令和5年度までの実施計画として 108 の実施事業に取り組んできました。なお、第2次プラン以降では、「DV 防止法」に基づく「DV 防止基本計画」、第3次プランでは「女性活躍推進法」に基づく「女性活躍推進計画」としても位置付け、目標に掲げる「誰もがいきいきと輝ける社会の実現」に向けて取り組んできたところです。

そのような取組の結果、令和4年度に実施した「印西市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査(市民対象調査)」においては、男女共同参画に関する用語の認知度は上昇し、男女共同参画に関する市民の意識は高まりがみられました。一方、社会全体において男女が平等であると感じている割合は減少しているため、引き続き男女共同参画社会の実現に向け、市民・事業所・団体等に向けた取組を継続することが必要です。

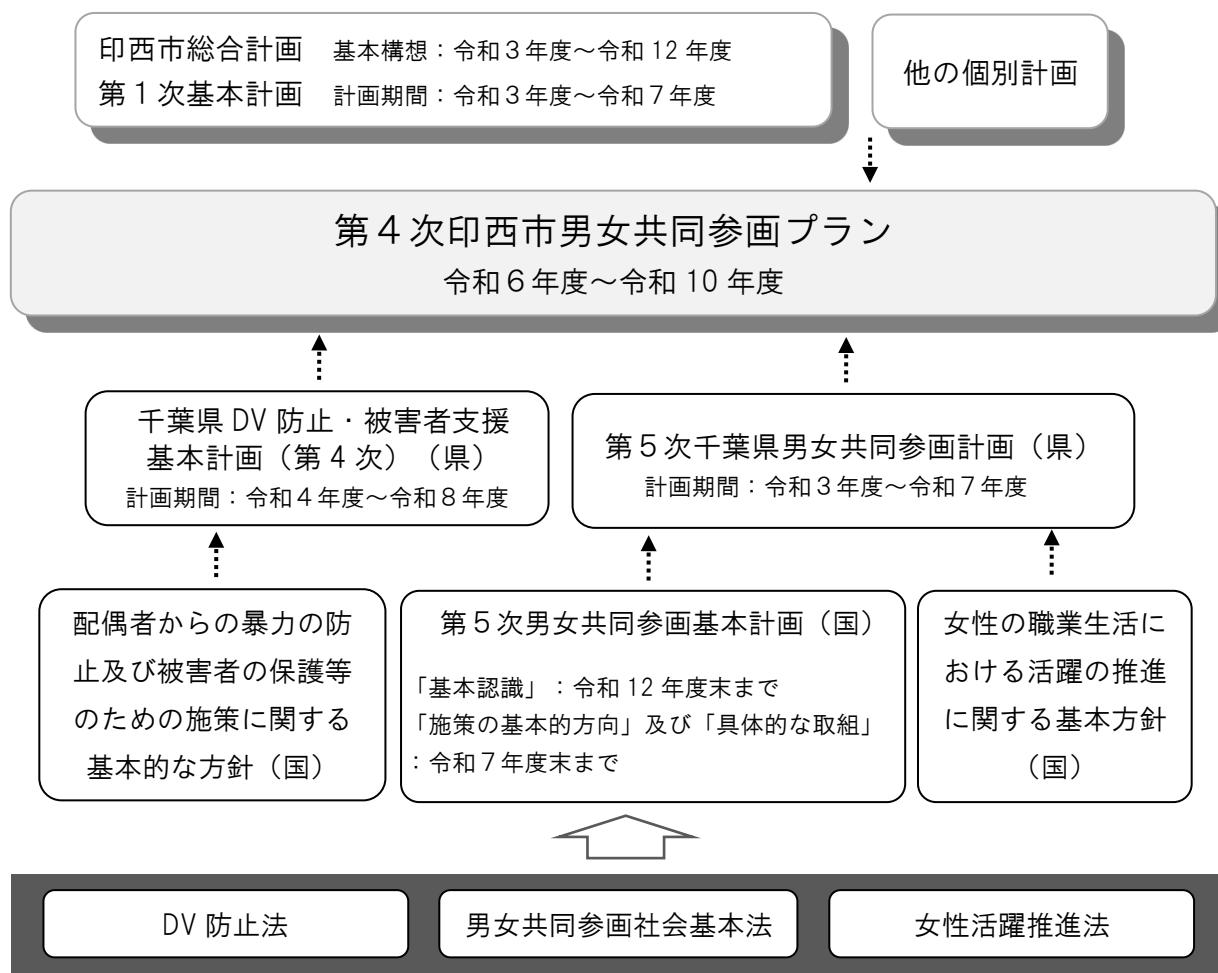
また、本市では、人口が増加傾向にあり、0~14 歳の人口も増加していることから、若い時期からの男女共同参画意識の醸成を通して、男女共同参画社会の実現を目指すため、子ども世代に対する取組に力を入れていくことが重要と考えます。

このような状況を踏まえ、男女共同参画推進にかかる基本的な考え方については継承したうえで、近年の社会変化等を取り入れた、「第4次印西市男女共同参画プラン」(以下「本プラン」という。)を策定するものです。よって、本プランは、第3次プランの基本計画から基本理念と計画の目標を引き継ぎ、具体的な施策に基づく事業について見直しを行ったものです。

## 2. 計画の位置付け・期間

- 本プランは、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「第5次千葉県男女共同参画計画」を踏まえるとともに、令和3年度からの「印西市総合計画(基本構想・第1次基本計画)」や本市における他の個別計画との整合性を図り、基本的な方針と具体的な取組を示すものです。
- 本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び第4項に基づき、市町村が定めるよう努めるものとされている「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」にあたるものです。
- 本プランを、「DV 防止法」第2条の3第3項に規定される「市町村基本計画」、及び「女性活躍推進法」第6条第2項に規定される「市町村推進計画」として位置付けます。
- 本プランは、令和4年度に実施した市民対象調査の結果や、毎年度本市でとりまとめている「第3次印西市男女共同参画プラン進捗状況報告書」に基づく進捗状況及び課題を反映しています。
- 本プランの策定にあたっては、学識経験者や市民の代表等から構成された「印西市男女共同参画推進委員会」にご審議いただき、ご意見を反映しています。
- 本プランの計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

### ◆計画の位置付けと計画の期間



## 第2章 印西市を取り巻く現状

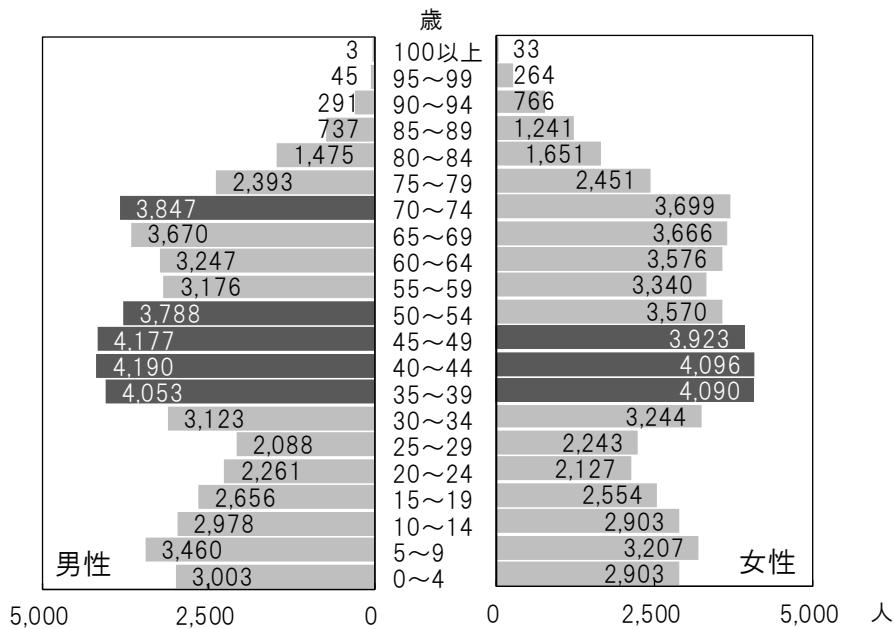
---

# 1. 統計にみる本市の現状

## (1) 人口や世帯の状況

- 男女別の人口は、男性では35～49歳、65～74歳が、女性では35～49歳が占める割合が高くなっています。

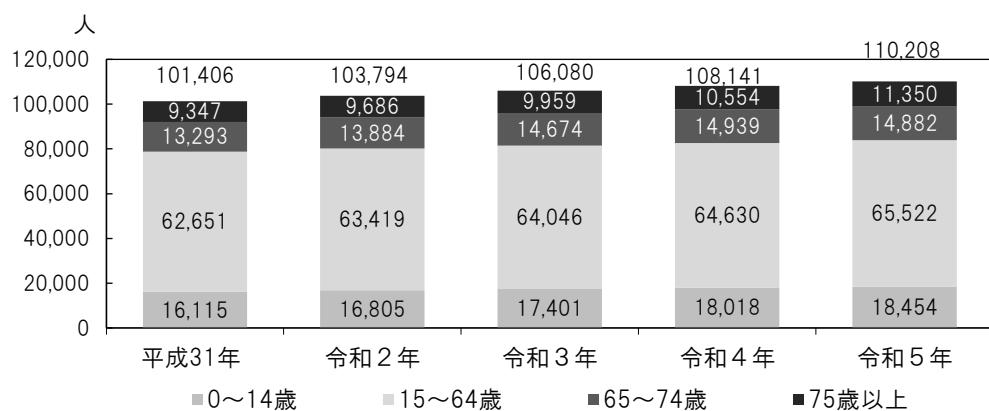
### ◆5歳階級別人口ピラミッド(印西市)



出典：千葉県年齢別・町丁字別人口調査(令和5年4月1日現在)

- 人口は平成30年以降一貫して増加しており、令和5年1月には、人口が110,000人を突破しました。

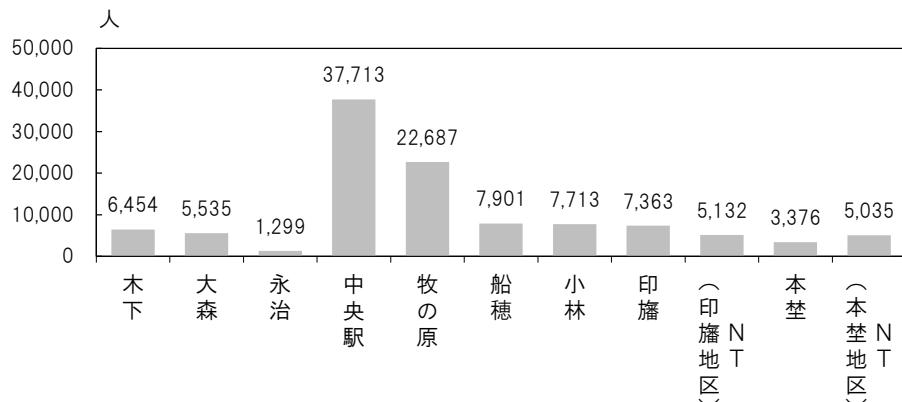
### ◆年齢4区分人口の推移(印西市)



出典：千葉県年齢別・町丁字別人口調査(各年4月1日現在)

- 地区別の人口は、中央駅地区が最も多く、次いで、牧の原地区となっています。割合でみると、中央駅地区が、全体の3割以上を占めています。平成31年以降では、牧の原地区、船穂地区で割合が増加しています。

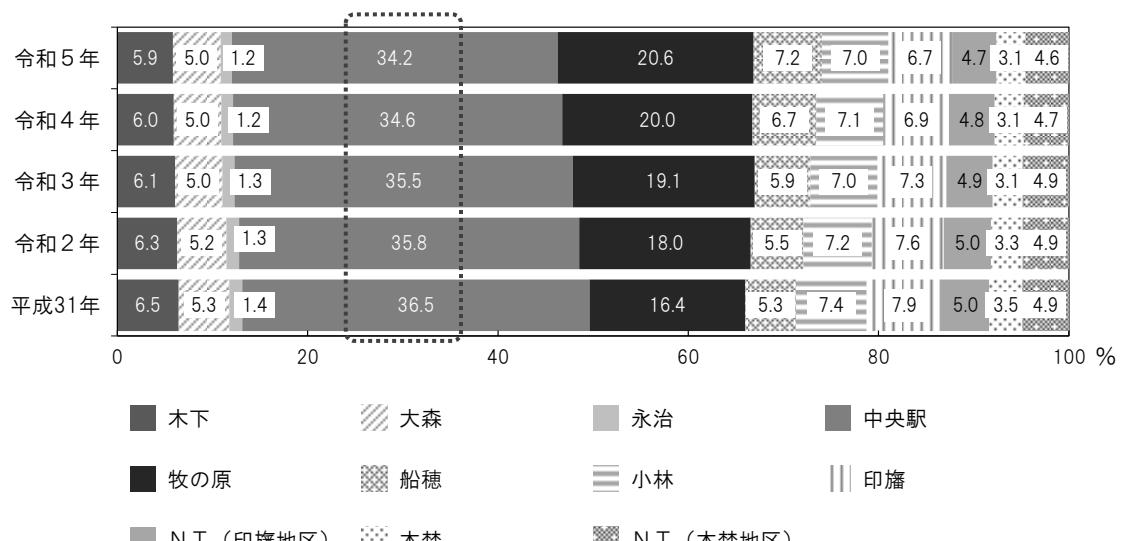
#### ◆地区別の人団(印西市)



出典：住民基本台帳(令和5年3月31日現在)

地区名	大字名	地区名	大字名
木下地区	木下、木下南一～二丁目、竹袋、別所、宗甫、平岡、木下東一～四丁目	小林地区	小林、小林北一～六丁目、小林浅間一～三丁目、小林大門下一～三丁目
大森地区	大森、鹿黒、鹿黒南三丁目、亀成、発作、相嶋、浅間前	印旛地区	瀬戸、山田、平賀、平賀学園台一～三丁目、吉高、萩原、松虫、岩戸、師戸、鎌苅、大廻、造谷、吉田
永治地区	浦部、浦部村新田、白幡、浦幡新田、高西新田、小倉、和泉	NT(印旛地区)	美瀬一～二丁目、舞姫一～三丁目、若萩一～三丁目
中央駅地区	小倉台一～四丁目、大塚三丁目、牧の木戸一丁目、木刈一～七丁目、内野一～三丁目、武西学園台一・三丁目、原山一～三丁目、高花一～六丁目、戸神台一～二丁目、中央北一～二丁目、中央南一～二丁目	本塙地区	中根、荒野、角田、竜腹寺、滝、物木、笠神、行徳、川向、下曾根、中、萩塙、桜野、押付、佐野屋、和泉屋、甚兵衛、松木、中田切、下井、長門屋、酒直ト杭、安食ト杭、将監、本塙小林
牧の原地区	東の原一～三丁目、西の原一～四丁目、牧の原三～六丁目、原一～四丁目	NT(本塙地区)	滝野一～七丁目
船穂地区	武西、戸神、船尾、松崎、松崎台二丁目、結縁寺、多々羅田、草深、泉		

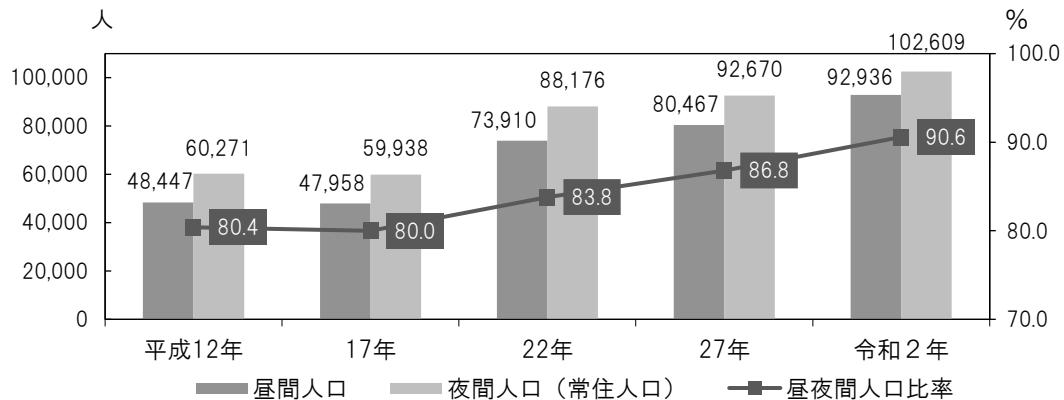
#### ◆地区別の人団割合の推移(印西市)



出典：住民基本台帳(各年3月31日現在)

- いずれの年も夜間人口(常住人口)が昼間人口を上回っています。昼夜間人口比率は平成22年以降上昇傾向にあり、令和2年では90.6%となっています。

◆昼間・夜間人口<sup>2</sup>及び昼夜間人口比率<sup>3</sup>の推移(印西市)

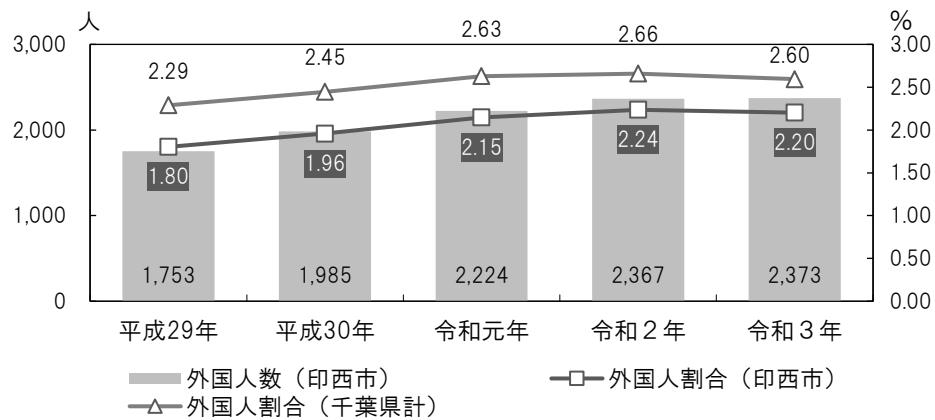


出典:国勢調査

※平成17年以前は印西市ののみの数値(印旛村・本笠村を含まない)。

- 本市の外国人数は年々増加しています。また、人口に占める外国人割合は、千葉県と比較すると低いものの、年々上昇しています。令和2年から3年にかけては千葉県、本市ともにわずかに減少しています。

◆外国人数と割合の推移(県比較)



出典:住民基本台帳(各年12月末)

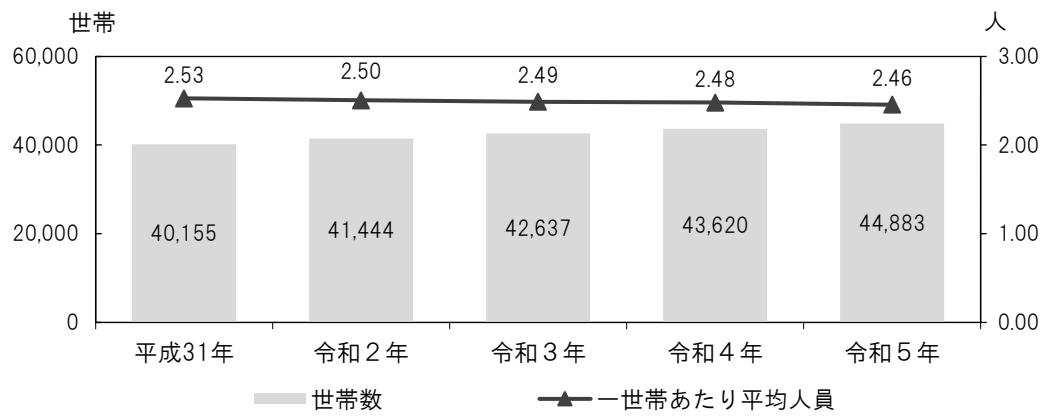
※割合算出の基にした千葉県の人口は、翌年1月1日現在。

<sup>2</sup> **昼間・夜間人口**:当該市町村の常住人口を夜間人口といい、夜間人口に当該市町村への流入人口と当該市町村からの流出人口を加減して算出した人口を昼間人口という。

<sup>3</sup> **昼夜間人口比率**:夜間人口(常住人口)100人あたりの昼間人口の割合。

- 世帯数は、増加で推移しています。一方、一世帯あたり平均人員は減少傾向にあります。

◆世帯数と一世帯あたり平均人員の推移(印西市)

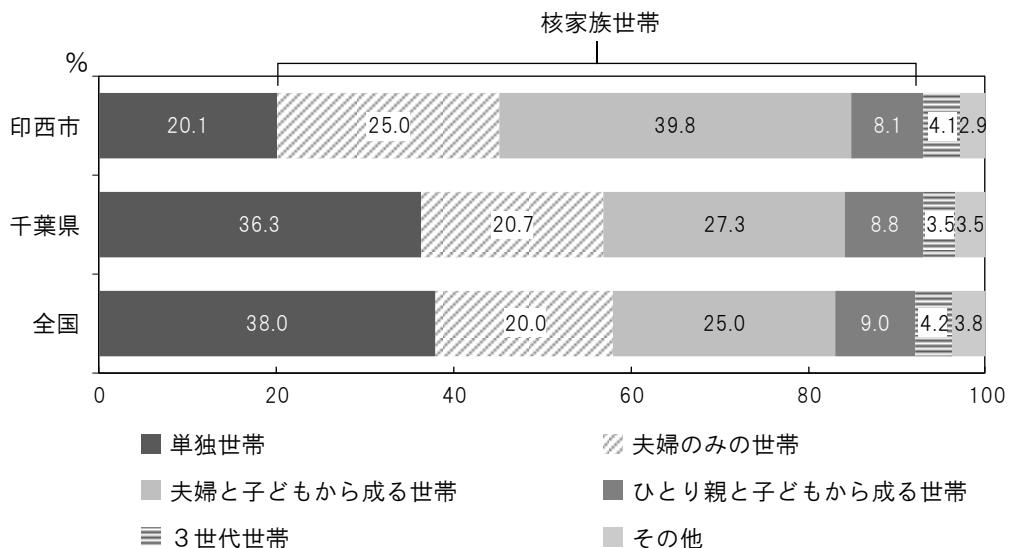


出典:住民基本台帳(各年3月31日現在)

※外国人を含む。

- 世帯類型は、全国、千葉県と比較して、本市では「単独世帯」が20.1%と少なく、「核家族世帯」が72.9%と多くなっています。核家族世帯の内訳を見ると、全国、千葉県と比較して、特に「夫婦と子どもから成る世帯」が39.8%と多くなっています。

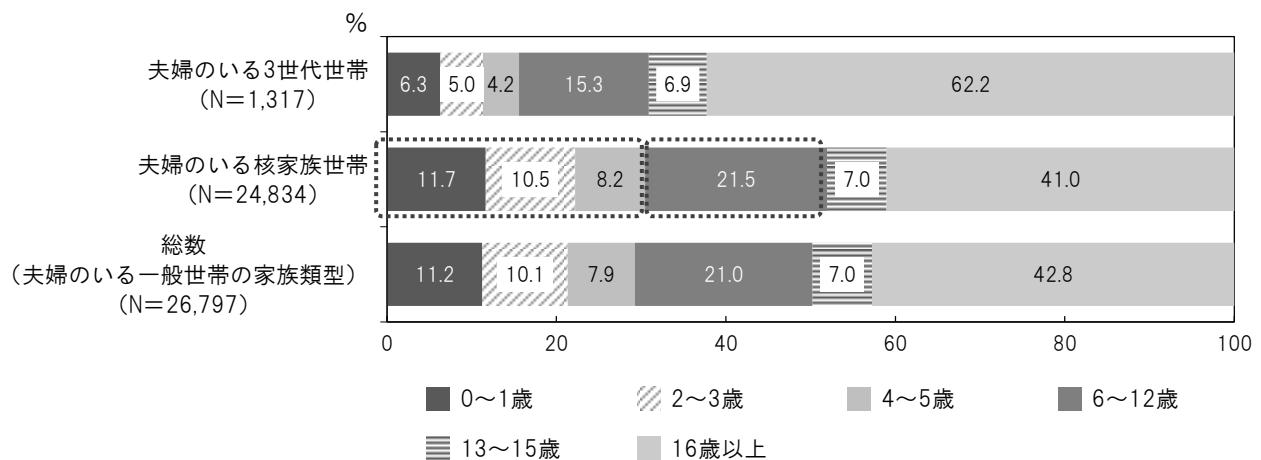
◆世帯類型の比較(国・県比較)



出典:国勢調査(令和2年)

- 世帯類型ごとに最年少の子どもの年齢を見ると、「夫婦のいる核家族世帯」では「0～5歳」が30.4%、「6～12歳」が21.5%を占め、いずれも「夫婦のいる3世代世帯」よりも高い割合となっています。

◆最年少の子どもの年齢(夫婦のいる一般世帯、子どもあり)



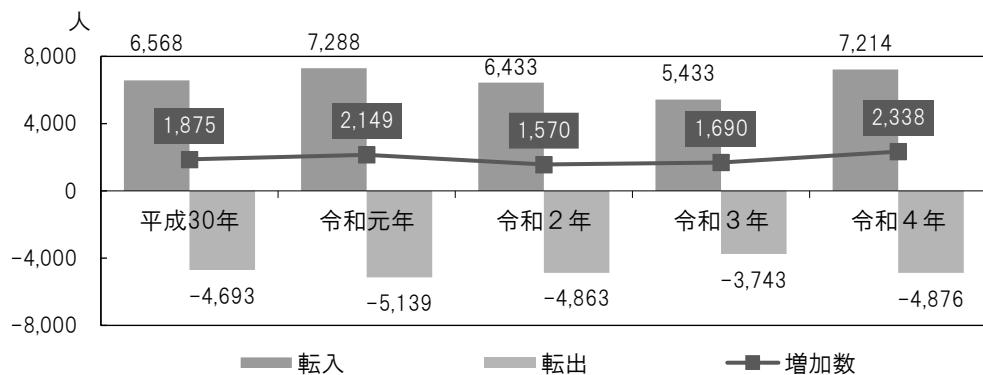
出典：国勢調査（令和2年）

※「夫婦のいる一般世帯」のうち、それぞれの家族類型について、「子どもあり」世帯を100.0%として算出。

## (2)人口動態の状況

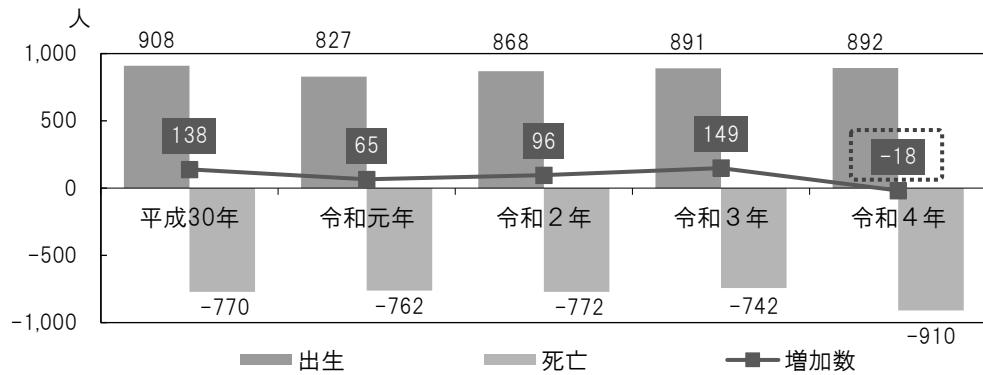
- 社会動態は、転入が転出を上回る社会増で推移しています。転入数は令和2年から令和3年でやや減少しましたが、令和4年には 7,214 人と令和元年の水準に戻っています。
- 自然動態は、出生が死亡を上回る自然増で推移していましたが、令和4年には近年で初めて自然減となっています。

### ◆社会動態の推移(印西市)



出典:千葉県毎月常住人口調査年報(各年1月1日から翌年1月1日)

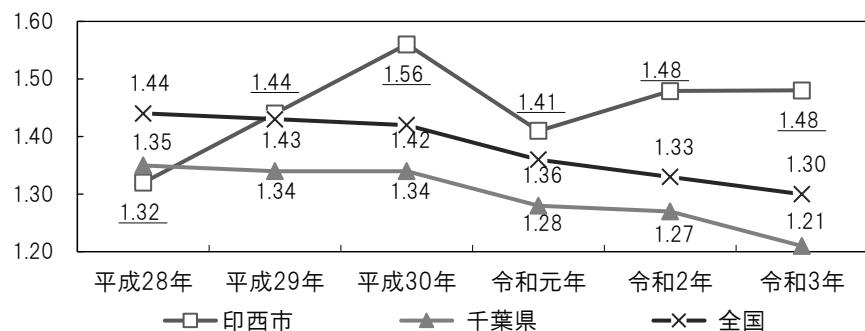
### ◆自然動態の推移(印西市)



出典:千葉県毎月常住人口調査年報(各年1月1日から翌年1月1日)

- 合計特殊出生率<sup>4</sup>は、平成 29 年以降、全国、千葉県を上回って推移しています。

◆合計特殊出生率の推移(国・県比較)

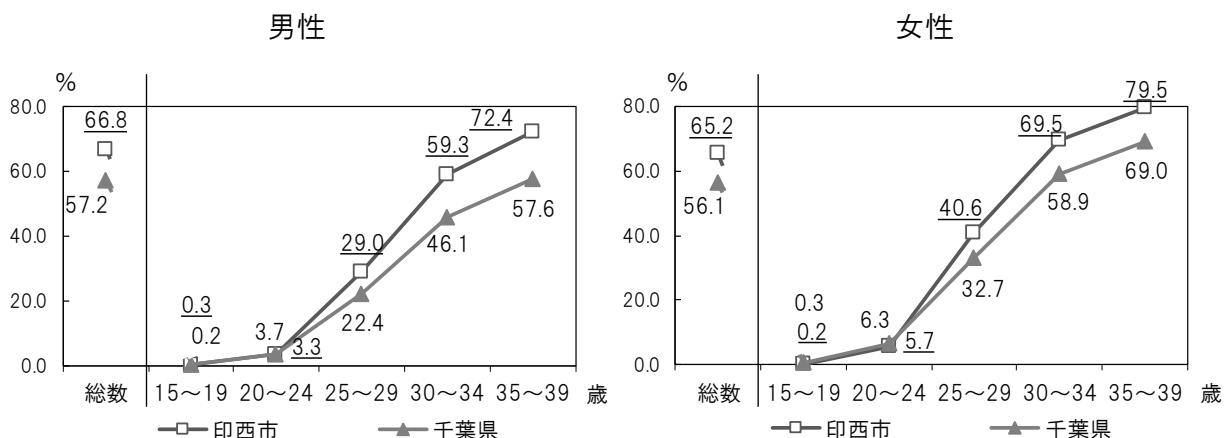


出典：人口動態統計

※印西市については、平成 17 年以降(平成 22 年及び平成 27 年を除く)は「【日本人人口】住民基本台帳年齢階級別人口」(総務省)を用いて数値を算出したもの。

- 有配偶率は、男女ともに 25~39 歳で千葉県を上回っています。

◆男女5歳階級別の有配偶率(県比較)



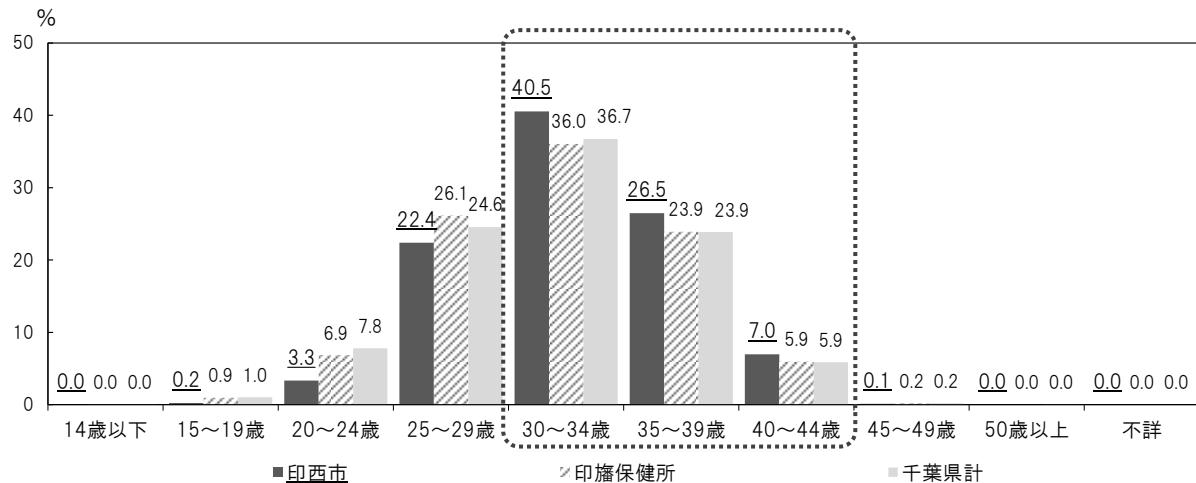
出典：国勢調査(令和2年)

※総数は、15 歳以上人口に占める有配偶者数の割合を表す。

<sup>4</sup> 合計特殊出生率：出産可能年齢(15~49 歳)の女性に限定し、各年齢の出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子どもを産むのかを推計したもの。合計特殊出生率(TFR)=(母の年齢別出生数／該当年齢日本人女子人口)の 15 歳~49 歳の合計で計算される。

- 母の年齢階級別に出生数の割合を見ると、本市では30～44歳の年齢階級で印旛保健所、千葉県計を上回っています。

◆母の年齢階級別出生割合(保健所・県比較)



(歳)	総数	14 以下	15 ~ 19	20 ~ 24	25 ~ 29	30 ~ 34	35 ~ 39	40 ~ 44	45 ~ 49	50 以上	不詳
印西市	876	0.0	0.2	3.3	22.4	40.5	26.5	7.0	0.1	0.0	0.0
印旛保健所	4,086	0.0	0.9	6.9	26.1	36.0	23.9	5.9	0.2	0.0	0.0
千葉県計	45,387	0.0	1.0	7.8	24.6	36.7	23.9	5.9	0.2	0.0	0.0

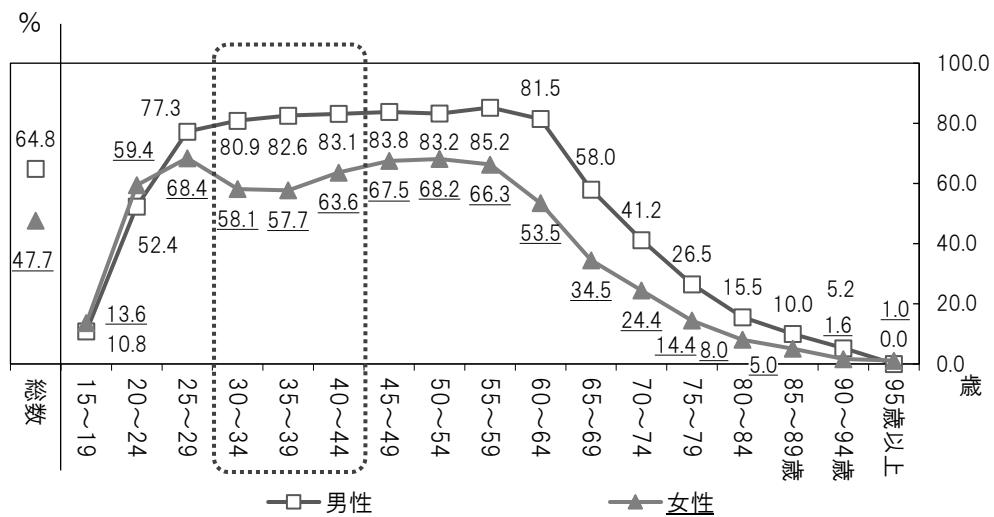
出典：令和3年千葉県衛生統計年報(人口動態調査)

※印旛保健所、千葉県計よりも高い場合に網掛けをしている。

### (3)就業等の状況

- 就業率は、総数で見ると男女で約 20 ポイントの開きがあります。20~29 歳では男女間の差は小さいものの、30~44 歳では差が大きくなり、女性の就業率は5割台後半から6割台前半となっています。

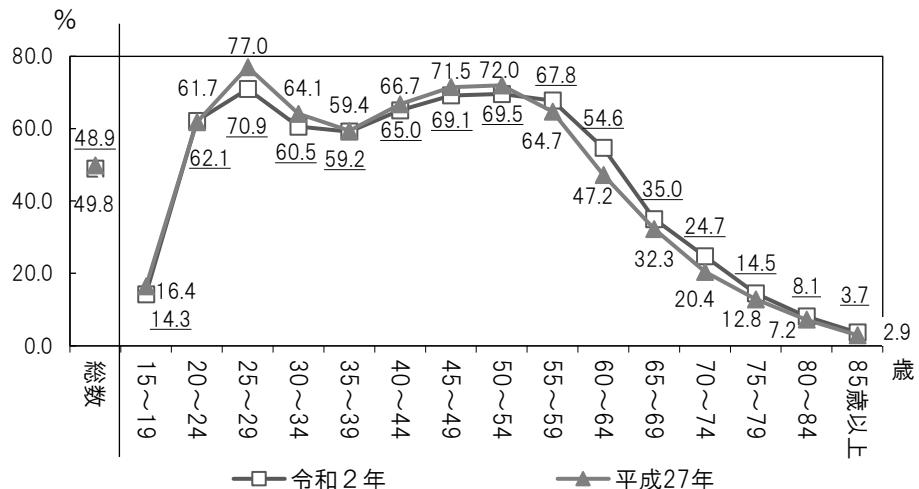
◆5歳階級別 15 歳以上就業率(印西市)



出典:国勢調査(令和2年)

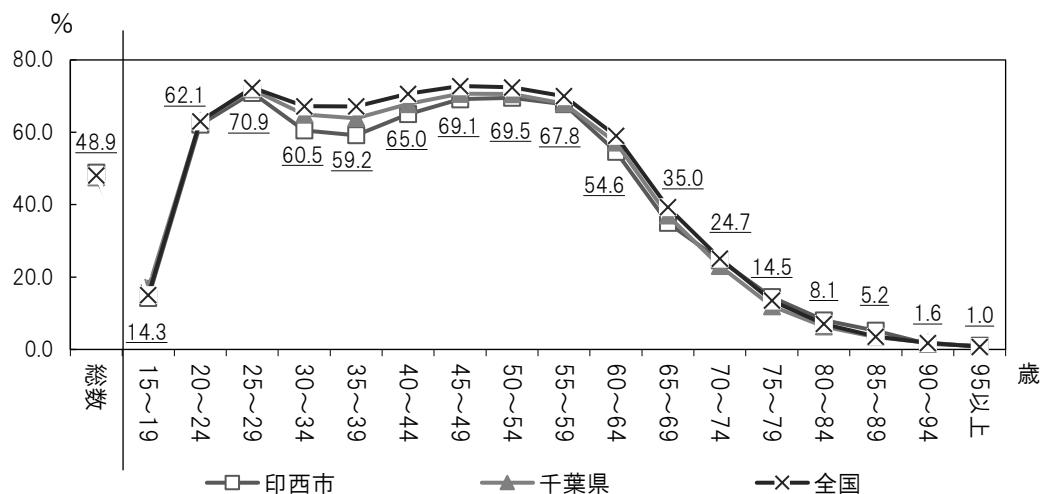
- 女性の労働力率(就業者と完全失業者の合計)は、平成27年と令和2年で概ね同様の傾向となっているものの、25歳～54歳ではわずかに減少しています。
- 全国、千葉県と比較すると、15～69歳まででは全国、千葉県よりわずかに低い水準で推移しています。

#### ◆5歳階級別女性の労働力率の推移(印西市)



出典：国勢調査(平成27年、令和2年)

#### ◆5歳階級別女性の労働力率(国・県比較)



(歳)	総数	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	75~79	80~84	85~89	90~94	95歳以上
印西市	48.9	14.3	62.1	70.9	60.5	59.2	65.0	69.1	69.5	67.8	54.6	35.0	24.7	14.5	8.1	5.2	1.6	1.0
千葉県	47.5	16.9	63.2	71.8	64.9	63.9	67.8	70.7	70.6	67.9	57.2	37.0	23.0	11.9	6.3	3.4	1.9	0.7
全国	48.1	15.0	63.1	72.3	67.2	67.2	70.7	72.8	72.4	70.0	59.0	39.3	25.1	13.5	7.1	3.5	1.8	0.7

出典：国勢調査(令和2年)

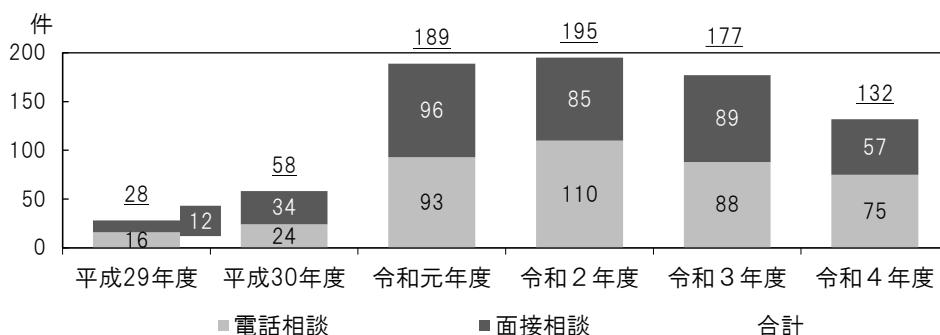
※全国、千葉県よりも高い場合に網掛けをしている。

※グラフ内の数値は、印西市のみ掲載している。

#### (4)あらゆる暴力に関する状況

- 本市で受けたDV相談者数は、令和元年度以降100件を超え、平成30年度以前と比較して高い水準になっています。
- 千葉県内市町村の相談窓口におけるDV相談の総数は1万件近い相談が続いています。
- 千葉県警察におけるDV事案の相談件数は増加傾向にあります。加害者との関係は、婚姻関係にあるものが約8割ですが、内縁関係の割合が年々増加しています。また、被害者の性別は、女性が多いものの、男性の占める割合が年々増加しています。

#### ◆DV相談者数の推移(印西市)



#### ◆千葉県内市町村におけるDV相談受理状況(単位:件)

年度	総数	相談方法		処理状況				
		電話	来所	相談情報 提供のみ	庁内機関 処理	他機関への引継		
						婦人相談所	警察	その他
平成27年度	9,375	4,939 (52.7%)	4,436 (47.3%)	7,872 (84.0%)	1,154 (12.3%)	71 (0.8%)	69 (0.7%)	209 (2.2%)
平成28年度	9,297	4,420 (47.5%)	4,877 (52.5%)	8,147 (87.6%)	844 (9.1%)	66 (0.7%)	78 (0.8%)	162 (1.7%)
平成29年度	8,832	4,365 (49.6%)	4,467 (50.6%)	7,648 (86.6%)	822 (9.3%)	96 (1.1%)	68 (0.8%)	198 (2.2%)
平成30年度	8,853	4,256 (48.1%)	4,597 (51.9%)	7,754 (87.6%)	809 (9.1%)	64 (0.7%)	70 (0.8%)	156 (1.8%)
令和元年度	9,140	4,502 (49.3%)	4,638 (50.7%)	7,888 (86.3%)	924 (10.1%)	89 (1.0%)	67 (0.7%)	172 (1.9%)
令和2年度	9,993	5,506 (55.1%)	4,487 (44.9%)	8,588 (85.9%)	1,042 (10.4%)	92 (0.9%)	58 (0.6%)	213 (2.1%)
令和3年度	10,543	6,186 (58.7%)	4,357 (41.3%)	9,191 (87.2%)	1,055 (10.0%)	51 (0.5%)	60 (0.6%)	186 (1.8%)

出典:令和4年度千葉県男女共同参画白書

#### ◆千葉県警察におけるDV事案の相談受理状況(単位:件)

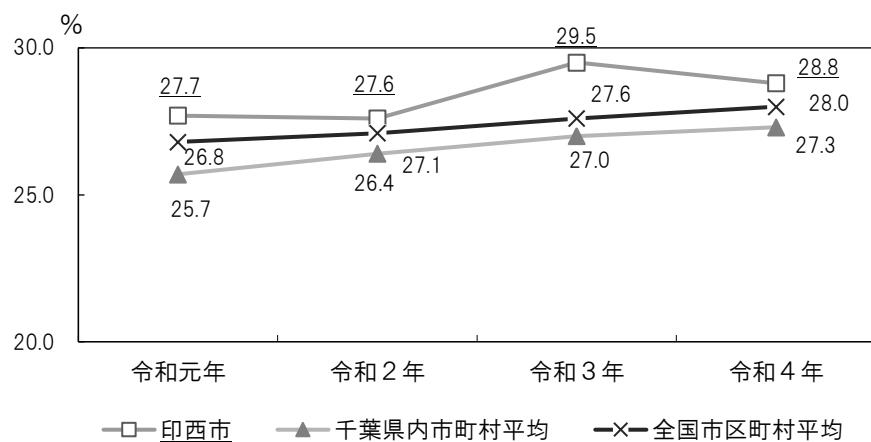
年度	総数(対応票作成件数)	加害者との関係		被害者の性別		
		婚姻	内縁	女性	男性	その他
平成27年	2,727	2,176	79.8%	2,389	87.6%	
		551	20.2%	338	12.4%	
平成28年	3,311	2,634	79.6%	2,373	80.7%	
		677	20.4%	638	19.3%	
平成29年	3,165	2,534	80.1%	2,516	79.5%	
		631	19.9%	649	20.5%	
平成30年	3,280	2,573	78.4%	2,551	77.8%	
		707	21.6%	729	22.2%	
令和元年	3,725	2,880	77.3%	2,803	75.2%	
		845	22.7%	922	24.8%	
令和2年	3,684	2,801	76.0%	2,733	74.2%	
		883	24.0%	951	25.8%	
令和3年	3,897	3,026	77.6%	2,854	73.2%	
		871	22.4%	1,043	26.8%	

出典:令和4年度千葉県男女共同参画白書

## (5)政策・方針決定過程への女性参画の状況

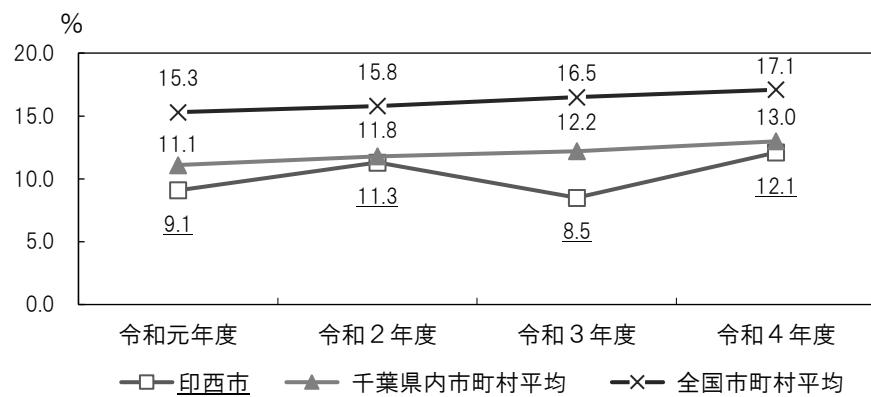
- 審議会委員への女性の登用比率は、令和3年は29.5%とやや高くなっているものの、そのほかの年は27~28%台で推移しています。千葉県内市町村平均、全国市区町村平均と比較してやや高い水準で推移しています。
- 市町村職員における女性管理職への登用率については、全国、千葉県内市町村平均を下回って推移しています。

### ◆審議会委員への女性の登用比率(国・県比較)



出典：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

### ◆市町村職員における女性管理職への登用率(国・県比較)



出典：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

※課長及び課長相当職以上の職員を対象とする。

※各年4月1日現在

## 2. 第3次プランの進捗状況

### 重点目標 I 人権の尊重と男女共同参画意識づくりを進めるまちづくり

	指標項目	現状値	目標値	実績値	結果
		【2017年度】 (平成29年度)	【2023年度】 (令和5年度)	【2022年度】 (令和4年度)	
1	男女平等と感じる人の割合  （市民意識調査）				
	(1) 社会全体	15.8%	増加	13.9%	減少（未達成）
	(2) 職場	25.8%	増加	30.5%	増加（達成）
	(3) 家庭生活	36.8%	増加	31.6%	減少（未達成）
2	法制度の認知度  （市民意識調査）				
	(1) 女子差別撤廃条約	18.2%	増加	19.2%	増加（達成）
	(2) 男女共同参画社会基本法	31.3%	増加	29.9%	減少（未達成）
	(3) 育児・介護休業法	56.9%	増加	53.8%	減少（未達成）
	(4) 男女雇用機会均等法	75.7%	増加	66.3%	減少（未達成）
	(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	57.5%	増加	51.1%	減少（未達成）
	(6) 女性活躍推進法	25.2%	増加	20.4%	減少（未達成）
3	言葉の認知度  （市民意識調査）				
	(1) ジェンダー（社会的・文化的性差）	38.1%	増加	78.2%	増加（達成）
	(2) 性別役割分担意識	11.2%	増加	43.7%	増加（達成）
	(3) ワーク・ライフ・バランス <sup>5</sup>	32.9%	増加	51.4%	増加（達成）
	(4) ポジティブ・アクション <sup>6</sup>	10.7%	増加	20.8%	増加（達成）
	(5) 性的マイノリティ <sup>7</sup> （LGBTなど）	43.8%	増加	68.0%	増加（達成）
4	人権尊重や男女共同参画の視点に立った各教科、特別活動を行う小中学校数	小学校全校 中学校全校	小学校全校 中学校全校	小学校全校 中学校全校	達成

<sup>5</sup> ワーク・ライフ・バランス：老若男女誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

<sup>6</sup> ポジティブ・アクション：男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供すること。

<sup>7</sup> 性的マイノリティ(LGBTなど)：性的少数者のこと。性的指向が同性に向いている同性愛者、男女両性に向いている両性愛者、性自認において身体と心の性が一致していないため自分の性別に違和感を覚える人などが含まれ、人口に占める割合が少ないとから性的少数者といわれる。

## 重点目標Ⅱ 多様な生き方が実現でき、男女がともに活躍できるまちづくり

	指標項目	現状値	目標値	実績値	結果
		【2017年度】 (平成29年度)	【2023年度】 (令和5年度)	【2022年度】 (令和4年度)	
5	家族経営協定 <sup>8</sup> の締結数	38	増加	42	増加（達成）
6	保育園待機児童数	133人	解消	13人	減少（未達成）
7	審議会等の女性委員比率	28.4%	30%	30.5% (令和5年3月)	増加（達成）
8	市議会議員の候補者に占める女性の割合	20% (平成27年4月)	30%	30.0% (令和5年4月)	増加（達成）
9	本市の職員に関する比率				
	（1）男性の育児休業取得率	0%	13%	56.0%	増加（達成）
	（2）障がいのある人の実雇用率	2.27%	2.60%	2.14%	減少（未達成）
	（3）全職員に占める女性職員比率	40%	50%	39.5%	減少（未達成）
	（4）女性管理職比率	11.6%	20%	12.1%	増加（未達成）

## 重点目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり

	指標項目	現状値	目標値	実績値	結果
		【2017年度】 (平成29年度)	【2023年度】 (令和5年度)	【2022年度】 (令和4年度)	
10	思春期保健授業を行う小中学校数	小学校全校 中学校全校	小学校全校 中学校全校	小学校全校 中学校全校	達成
11	子宮頸がん検診受診率	15.2%	年間約1% 増加	14.3%	減少（未達成）
12	乳がん検診受診率	21.5%	年間約1% 増加	19.4%	減少（未達成）
13	介護支援ボランティア制度登録者数	64人	増加	43人	減少（未達成）
14	女性消防団員数	5人	増加 (定員25人)	9人	増加（達成）
15	町内会等の長に占める女性の割合	2.3%	10%	5.1%	増加（未達成）

※指標項目は、国の「第4次男女共同参画基本計画」、県の「第4次千葉県男女共同参画計画」に準拠。

※指標項目4～7、9～15は、担当課調べ。

※指標項目8は、平成27年4月及び令和5年4月の印西市議会議員選挙の数値。

<sup>8</sup> 家族経営協定：家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。



## 第3章 計画の内容

---

## 1. 計画の基本理念と計画の目標

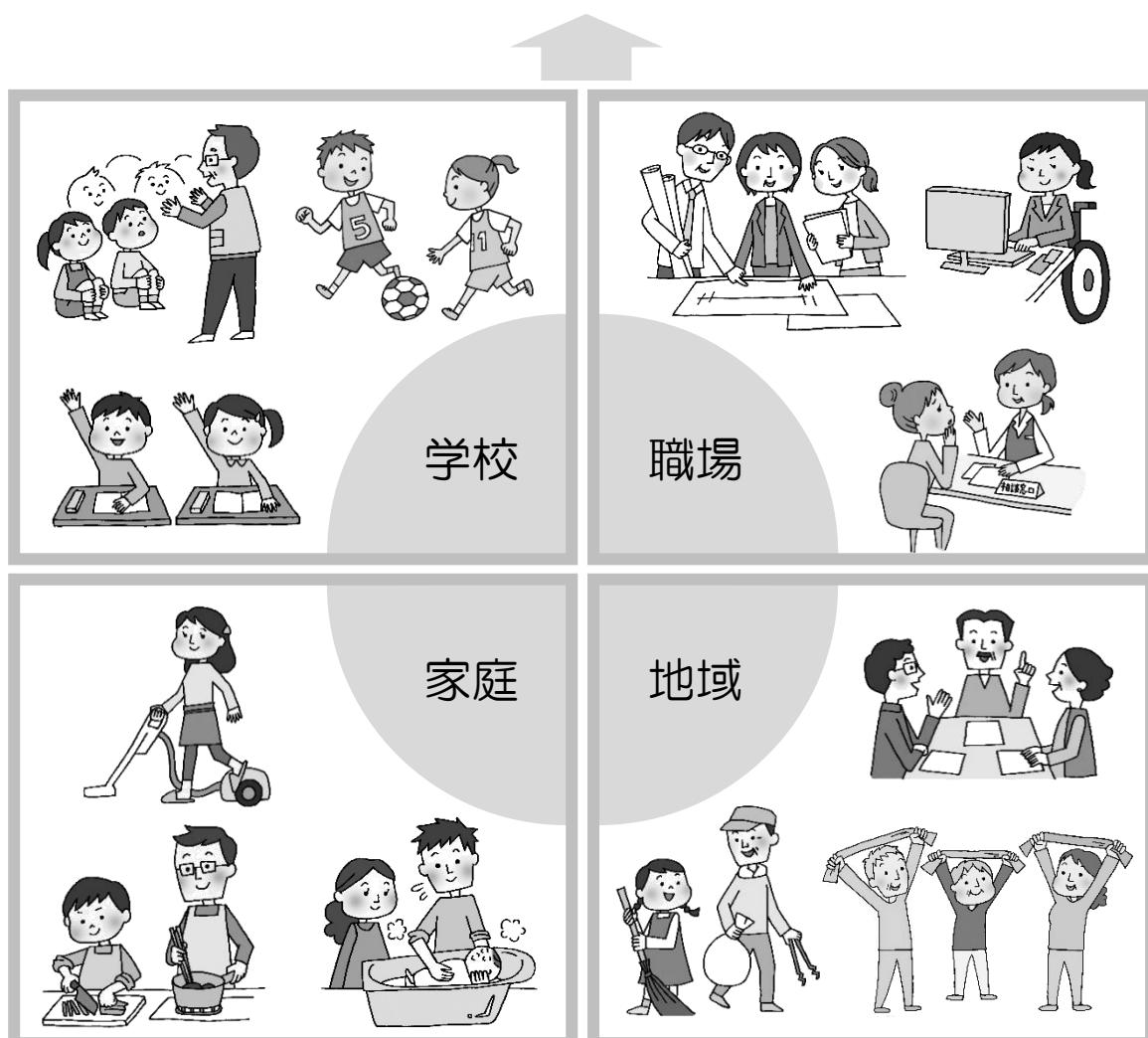
男女共同参画社会基本法は、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」を基本理念として掲げています。

男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認(性同一性)に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものであるとされています。

本プランでは、男女共同参画社会基本法の中でうたわれているように、一人ひとりが、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、誰もがいきいきと輝ける社会の実現を目指します。

また、本プランの推進を通して、一人ひとりが社会の一員として、その役割を果たし、男女共同参画社会の実現に寄与することを目指します。

### 目標「誰もがいきいきと輝ける社会の実現」



## 2. 計画の体系

目標に基づき、以下のような体系で施策を推進します。

本プランの基本理念と目標、また、重点目標や重点施策については第3次プランを引き継ぎ、具体的な施策に基づく事業は、男女共同参画社会の推進に関連の高いものを中心として整理しました。

重点目標	重点施策	具体的な施策
重点目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画意識づくりを進めるまちづくり	重点施策(1) あらゆる分野における男女共同参画意識づくり	1 男女共同参画に関する情報提供の実施
		2 男女共同参画意識の啓発
		3 男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進
	重点施策(2) あらゆる暴力の根絶	1 DV等を許さない社会に向けた啓発
		2 安全・安心が確保された相談支援
		3 被害者支援のための連携体制の整備
重点目標Ⅱ 多様な生き方が実現でき、男女がともに活躍できるまちづくり	重点施策(1) 多様な働き方を選択できる環境づくり	1 男女がいきいきと働くための周知・啓発
		2 希望する働き方の実現に向けた支援
	重点施策(2) 地域社会で支える育児・介護の環境づくり	1 出産・育児に取り組む保護者のための支援
		2 働く保護者のための育児支援
		3 地域で暮らすための介護支援
	重点施策(3) 政策・方針決定過程への女性参画の促進	1 審議会等における女性参画の推進
		2 管理職等への女性の登用促進
重点目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり	重点施策(1) 生涯にわたる健康づくり	1 妊娠・出産等に関する健康支援
		2 「いのち」と「性」に関する教育の充実
		3 性差や年齢差に応じた健康支援
	重点施策(2) 誰もが住みやすい地域づくり	1 障がいのある人・ひとり親家庭・性的少数者等への支援
		2 多文化共生の推進
		3 災害対策や町内会等の活動における男女共同参画の推進

### 3. 重点目標に基づく具体的な取組

## 重点目標 I



## 人権の尊重と男女共同参画意識づくりを進めるまちづくり

### 背景

男女が個々の個性と能力を十分に發揮し、自らの意思により社会のあらゆる分野に参画していくためには、誰もが男女共同参画の理念と意義への理解を深め、互いの人権を尊重し男女共同参画意識を醸成していくことが重要です。男女共同参画は、個性と多様性を尊重する社会の実現や、我が国の経済社会の持続的発展においても不可欠な要素とされ、近年ますます重要性が高まっています。

また、ジェンダーに基づくあらゆる暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女が対等な構成員として社会に参画できる男女共同参画社会の実現を阻むものです。令和5年のDV防止法の改正により、被害者の保護と罰則の強化が進められました。近年ではデートDVやストーカー行為など、暴力の多様化、複雑化が進んでいることに加え、スマートフォンなどの情報通信機器の普及や、インターネットやSNSなどのコミュニケーションツールの広がりに伴った人権侵害や暴力の被害も多様化しています。さらに、令和4年4月の成人年齢の引き下げにより、親の同意なしに様々な契約が可能となったことから、18～19歳などの若年層のアダルトビデオ出演強要被害を防止することが困難になることも問題視されています。

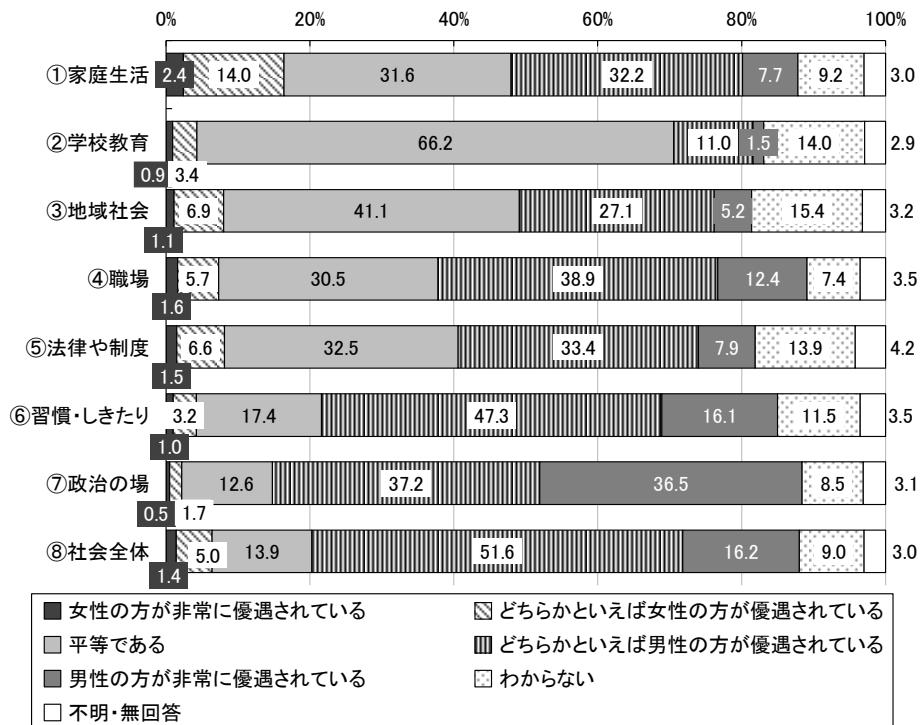
### 現状と課題

#### ①あらゆる分野における男女共同参画の意識づくりを進めていく必要がある

市民対象調査では、男女平等の実現度について、[習慣・しきたり]、[政治の場]、[社会全体]では平等と考えている割合は20%未満と、他の分野と比べ大幅に低くなっています。前回調査と比較して、すべての分野で「平等である」は同水準となっており、大きな変化はありませんでした。

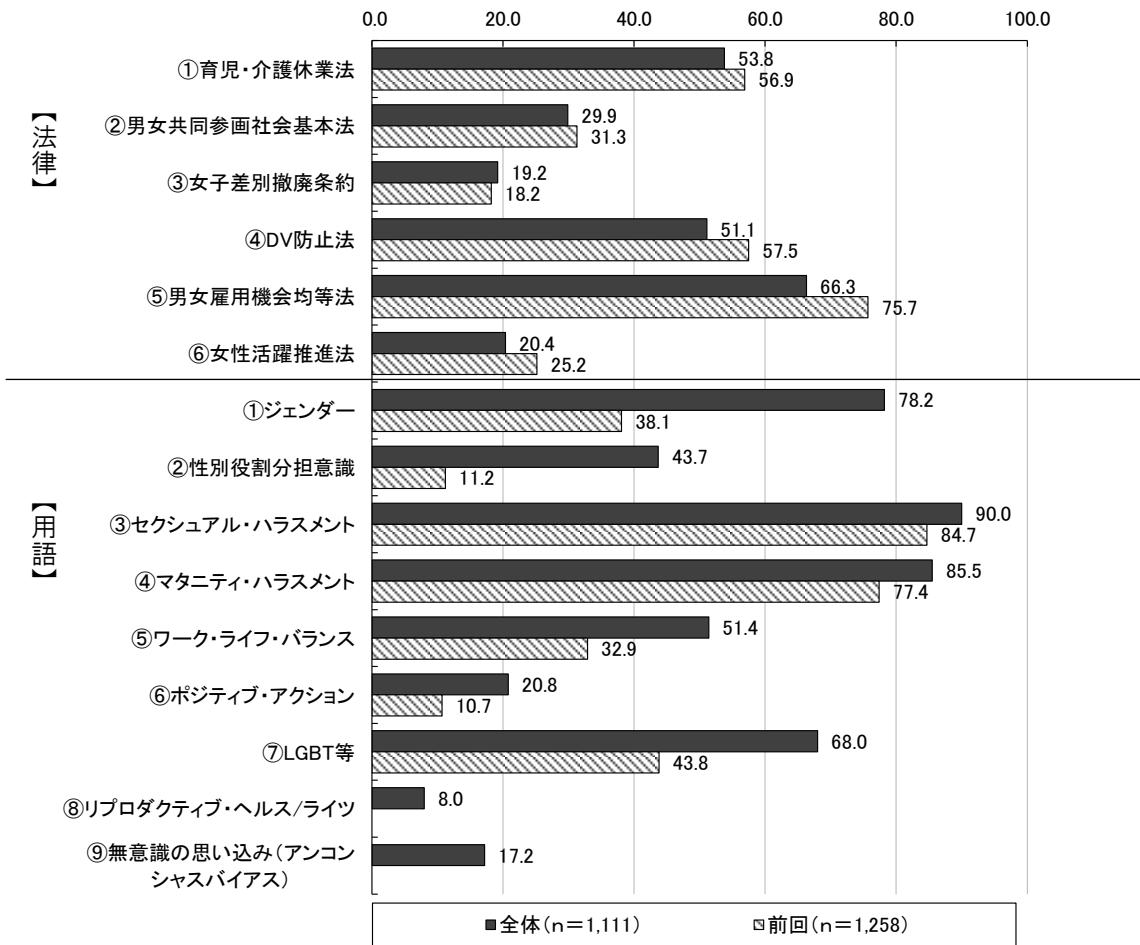
また、男女共同参画に関する法律や用語の認知度について、法律では、[女子差別撤廃条約][女性活躍推進法]で「知らない」の割合が高く、用語では、[ジェンダー][セクシュアル・ハラスメント][マタニティ・ハラスメント][LGBT等]で「知っている」の割合が高くなっています。前回調査と比較して法律の認知度は高まりが見られず、低下しているものがあった一方で、用語の認知度は大きく上昇しました。身近な生活の中では男女共同参画や多様な性のあり方に関する情報に触れる機会が増え、意識が高まっていることがうかがえます。

〈様々な分野における男女平等の実現度〉



出典：印西市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査（市民対象調査）（令和4年）

〈男女共同参画に関する法律や用語を「知っている」と回答した割合（前回調査比較）〉



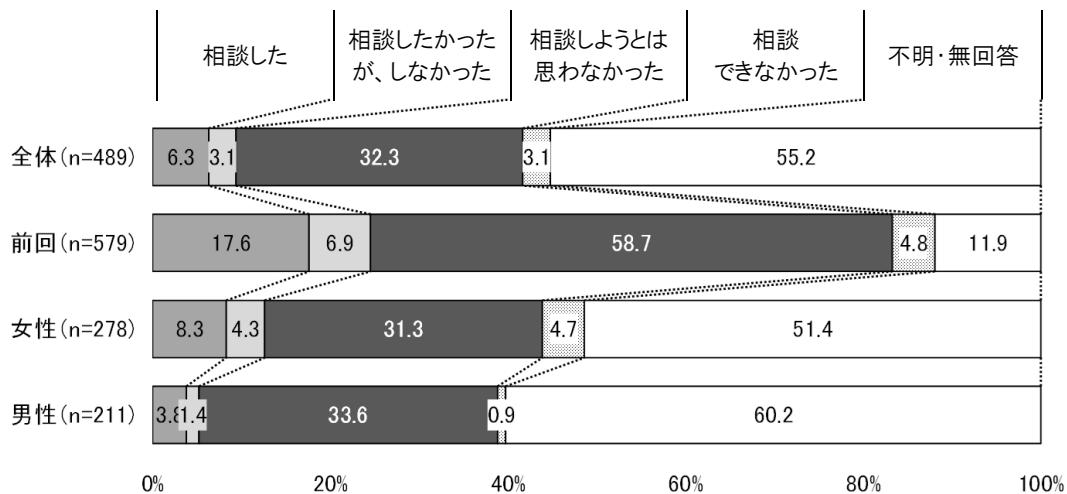
出典：印西市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査（市民対象調査）（令和4年）

## ②暴力の根絶に向け、DV 相談の周知と相談体制の確保を進める必要がある

市民対象調査では、DV を受けたときの相談状況については、「相談しようとは思わなかった」が最も高くなっています。「相談したかったが、しなかった」「相談できなかった」がそれぞれ 3.1%と、前回調査に続き相談が必要であったのにも関わらず相談につながらなかつた方がいる状況です。

一方、本市で受けた DV 相談件数は、令和元年度以降 100 件を超え、平成 30 年度以前と比較して高い水準が続いている。

<DV の経験がある「何回かある」人の、DV を受けたときの相談状況(経年／性別)>



出典：印西市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査(市民対象調査)(令和4年、平成 29 年)

### 無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)

誰もが潜在的に持っている思い込みのことで、育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていくものです。このような思い込みは「性別」に対するものだけではなく、人の心理状態や行動に様々な影響を与えます。

印西市においては、令和4年の市民意識調査において「無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)」を知っていると回答した割合は 17.2%となっていました。

## (1)あらゆる分野における男女共同参画意識づくり

市民対象調査では、男女共同参画に関する用語の認知度が向上し、関心の高まりがうかがえる一方、特に政治の場や社会全体では、依然として男女平等の実現度が低いと感じる人が多い状況です。

男女共同参画意識のさらなる醸成に向けて、男女共同参画について理解を促すとともに、その重要性を広く周知していくことが必要です。そのため、情報提供や啓発の機会を積極的に活用するとともに、教育の場において男女共同参画の視点を広めます。

### I -(1)-1 男女共同参画に関する情報提供の実施

No.	事業等	事業内容	所管課
1	男女共同参画に関する施策や事業の情報提供・啓発	男女共同参画に関する国・県・市などの施策や事業について、市広報紙、市ホームページ等により情報提供及び啓発を行います。	市民活動推進課
2	男女共同参画関連情報・資料の収集・提供	男女共同参画に関する資料等について、情報収集するとともに、公共施設等において配布を行います。	市民活動推進課
3	研修会等による情報収集・提供	国や県が主催する男女共同参画に関する研修会や、他市町村との情報交換で収集した情報を市民や市職員に提供します。	市民活動推進課

### I -(1)-2 男女共同参画意識の啓発

No.	事業等	事業内容	所管課
4	男女共同参画に関する理解を深めるための講座の開催	市民の男女共同参画・人権尊重意識の向上や取り組みの実践につなげるため、男女共同参画に関連する内容の各種講座を開催します。	市民活動推進課
5	男女共同参画情報紙の発行	男女共同参画・人権尊重に向けた啓発を強化するため、情報紙を発行します。	市民活動推進課
6	男女共同参画推進状況調査の実施	男女共同参画推進状況について実態調査や講演会・講座でのアンケート調査を行い、実情の把握に努めます。	市民活動推進課
7	市職員向けの研修の実施	男女共同参画の推進や、人権尊重意識の向上のための職員研修や女性活躍推進につながる研修を実施します。	市民活動推進課 人事課

No.	事業等	事業内容	所管課
8	人権教育に関する講座等の開催	人権教育への理解を深めるための講座を開催するとともに、各学校等の要望に応じて出前講座等を開催します。	市民活動推進課
9	地域活動への参画促進に向けた情報提供の推進	男女共同参画への理解を深めるため、生涯学習ガイドなどを通じ、公民館事業・サークル活動など、地域活動参画へのきっかけづくりとなる情報提供をします。	生涯学習課 (公民館含む)

### I -(1)-3 男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進

No.	事業等	事業内容	所管課
10	男女共同参画の視点を取り入れた教職員等の研修への参加促進	教職員等へのジェンダー平等研修など男女共同参画意識の醸成のための研修機会を提供します。	市民活動推進課
11	職場体験学習における固定的性別役割分担 <sup>9</sup> 解消への配慮	キャリア教育の一環として、中学校2年生を対象にした職場体験学習「印西市生き活き体験」事業について、固定的性別役割分担にとらわれないよう配慮して実施します。	指導課
12	メディア・リテラシーの育成	インターネットをはじめ様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報化の進展に主体的に対応できる能力の育成に努めます。	指導課

<sup>9</sup> 固定的性別役割分担:男性、女性という性別を理由として、固定的に分けられた役割。

## 重点施策

### (2)あらゆる暴力の根絶

市民対象調査では、DVを受けた際に相談しなかった人の中に、相談が必要なもの、相談に結びつかなかった人がいます。また、近年ではデートDVやストーカー行為など、暴力の多様化、複雑化が進んでいることに加え、スマートフォンなどの情報通信機器の普及により、インターネットやSNSでのやり取りを通じた心理的な暴力行為や、それが発展した身体的な暴力行為などが発生しています。そのため、暴力を根絶するための基盤となる暴力根絶の意識づくりに加えて、被害者に寄り添う相談支援体制の強化を進めます。

さらに、暴力の形態や被害者の属性、加害者との関係性などを踏まえ、関係機関と連携しながら、被害者支援のため、避難や生活再建支援等を継続します。

#### I -(2)-1 DV等を許さない社会に向けた啓発

No.	事業等	事業内容	所管課
13	あらゆる暴力根絶への啓発	DV等、あらゆる暴力をなくす社会づくりのための啓発を行います。	子育て支援課 市民活動推進課

#### I -(2)-2 安全・安心が確保された相談支援

No.	事業等	事業内容	所管課
14	被害者の相談体制の充実	女性の悩み相談や、DV相談、乳幼児健診・相談事業での把握や随時相談を実施するとともに、関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。また、相談窓口の周知に努め、相談がある場合には適切な対応につなげます。	子育て支援課 健康増進課
15	子どもに対する虐待への対策・支援	虐待を受けた子どもに対して、児童相談所や保育、教育、警察等の関係機関と連携しながら、保護等の適切な処置を行います。また、子どもへの虐待防止に向けた周知・啓発を行います。	子育て支援課
16	障がいのある人に対する虐待への対策・支援	虐待を受けた障がいのある人に対して、障害福祉サービス事業所や警察等の関係機関と連携しながら、保護等の適切な処置を行います。また、障がいのある人の虐待防止に向けた周知・啓発を行います。	障がい福祉課
17	高齢者虐待防止ネットワークと高齢者虐待への対応	関係機関とのネットワークを構築し、高齢者虐待の防止のための啓発事業、虐待の早期発見、早期対応に取り組みます。	高齢者福祉課

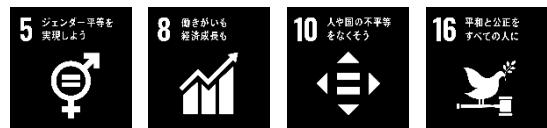
## I -(2)-3 被害者支援のための連携体制の整備

No.	事業等	事業内容	所管課
18	被害者の緊急避難支援	関係機関と連携し、暴力などの被害者(同伴の子どもを含む)に適切な支援を行い、必要時には緊急的な安全確保を図ります。	子育て支援課
19	被害者の自立支援の充実	関係課と連携し、暴力などの被害者の生活再建に向けた情報提供や支援を行います。	子育て支援課
20	被害者に係る情報の保護	暴力などの被害者に係る個人情報について、関係課と連携し保護を徹底します。	子育て支援課 市民課

### ◆目標指標◆

	指標項目	現状値	目標 【令和 10 年度】	関連する 事業No.	準拠する 計画
1	<b>男女平等と感じる人の割合</b> (市民意識調査)				
	(1) 社会全体	13.9% (令和 4 年)	▶ 増加	国 県	
	(2) 職場	30.5% (令和 4 年)	▶ 増加		
	(3) 家庭生活	31.6% (令和 4 年)	▶ 増加		
2	<b>教職員の男女共同参画の意識を醸成するための研修機会の提供</b>	新規	▶ 小学校全校 中学校全校	10	

## 重点目標 Ⅱ



### 多様な生き方が実現でき、男女がともに活躍できるまちづくり

#### 背景

男女共同参画が実現した社会の中では、個人の希望に応じて多様な生き方を選択できるようになります。社会の中のあらゆる場面で、男女の参画を阻む障害を取り除くとともに、参画を促進するための仕組みを整えていくことで、男女共同参画の実現を目指します。

令和3年には育児・介護休業法が改正され、男性による育休取得促進などが盛り込まれました。女性の職業生活における活躍促進と並行して、男性の活躍の場を家庭や地域社会に広げていくことが不可欠です。また、女性の政治参画において「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が改正され、セクハラ・マタハラへの対応を始めとする環境整備等の強化が定めされました。

#### 現状と課題

##### ①ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、仕組みづくりと意識づくり双方が重要

本市では、全国、千葉県と比較して核家族世帯の割合が高く、中でも「夫婦と子どもから成る世帯」が占める割合が高いという特徴があります。さらに、夫婦のいる核家族世帯では、最年少の子どもの年齢が「0～5歳」が30.4%、「6～12歳」が21.5%を占め、夫婦のいる3世代世帯と比べて、子どもの年齢が低い世帯の割合が高く、小さい子どもと夫婦からなる子育て世帯が多い状況がうかがえます。

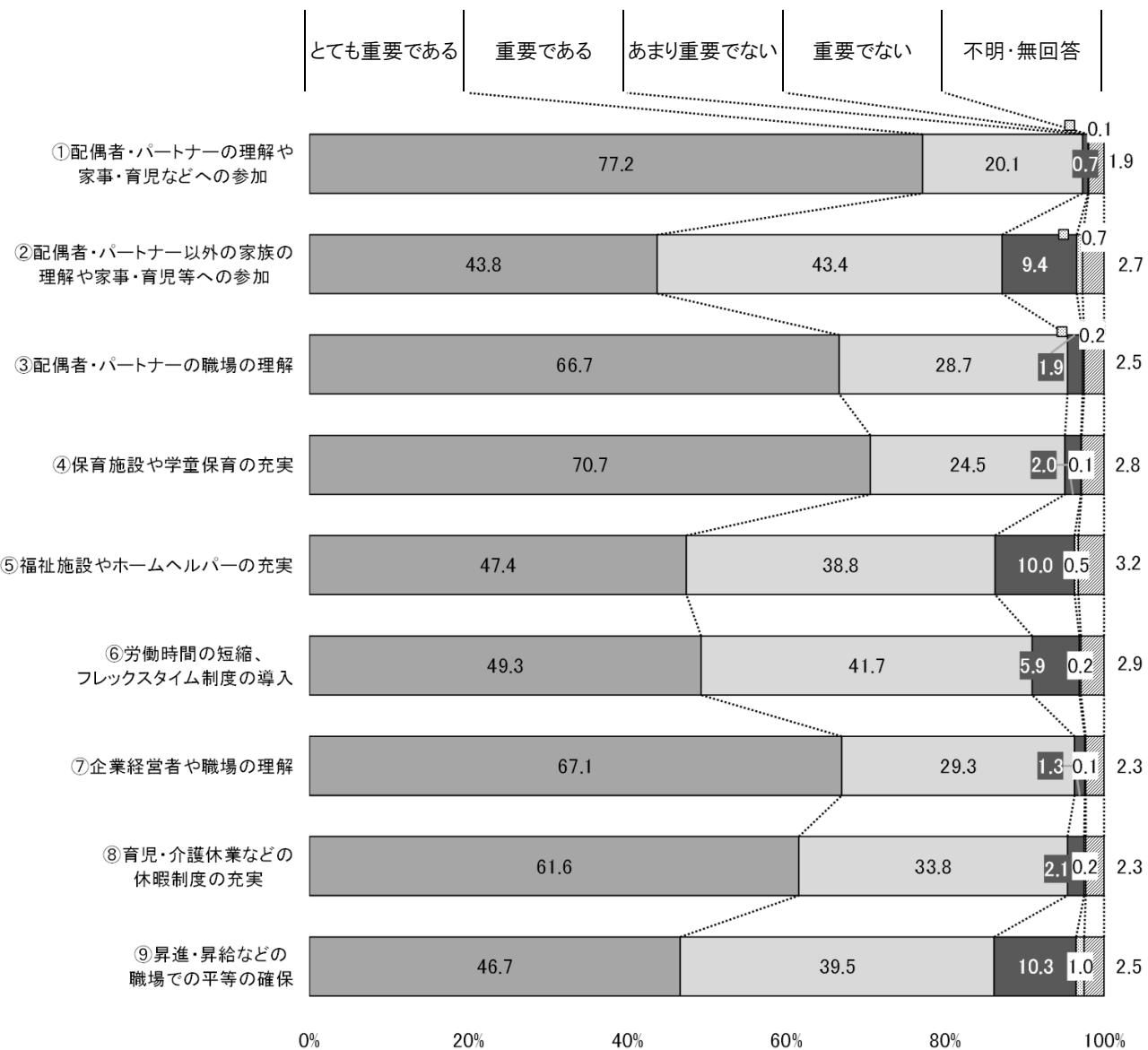
また、本市における女性の労働力率は、平成27年と同様に、30～44歳で大きく下がる傾向が令和2年でも続いており、M字カーブの解消には至っていません。さらに、25歳～54歳の労働力率は、この5年間でわずかに減少しています。

さらに、女性が結婚や出産後に就労継続するために重要なこととして、「パートナー（男性）の理解や家事・育児への参加」、「配偶者・パートナーの職場の理解」、「保育施設や学童保育の充実」、「企業経営者や職場の理解」、「育児・介護休業などの休暇制度の充実」などの回答が高くなっています。各種制度の充実に加え、意識づくりが重要な要素となっていることがうかがえます。

市民対象調査では、「ワーク・ライフ・バランス」を「知っている」割合が半数を超え、前回調査と比較して18.5ポイント上昇しています。

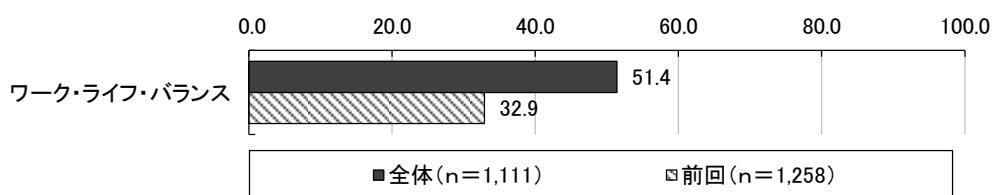
また、事業主対象調査では、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むうえでの企業のメリットとして、「個々の従業員の生活の充実につながる」が最上位に挙がっているほか、「良好な労使関係の形成につながる」、「優秀な人材の確保・定着につながる」等の項目も高くなっています。さらに、前回調査と比較すると、「ワーク・ライフ・バランスの意義がわからない」との回答が10ポイント以上減少していることから、啓発等の成果が出ていることがうかがえます。

〈女性が結婚や出産後に就労継続するために重要なこと〉



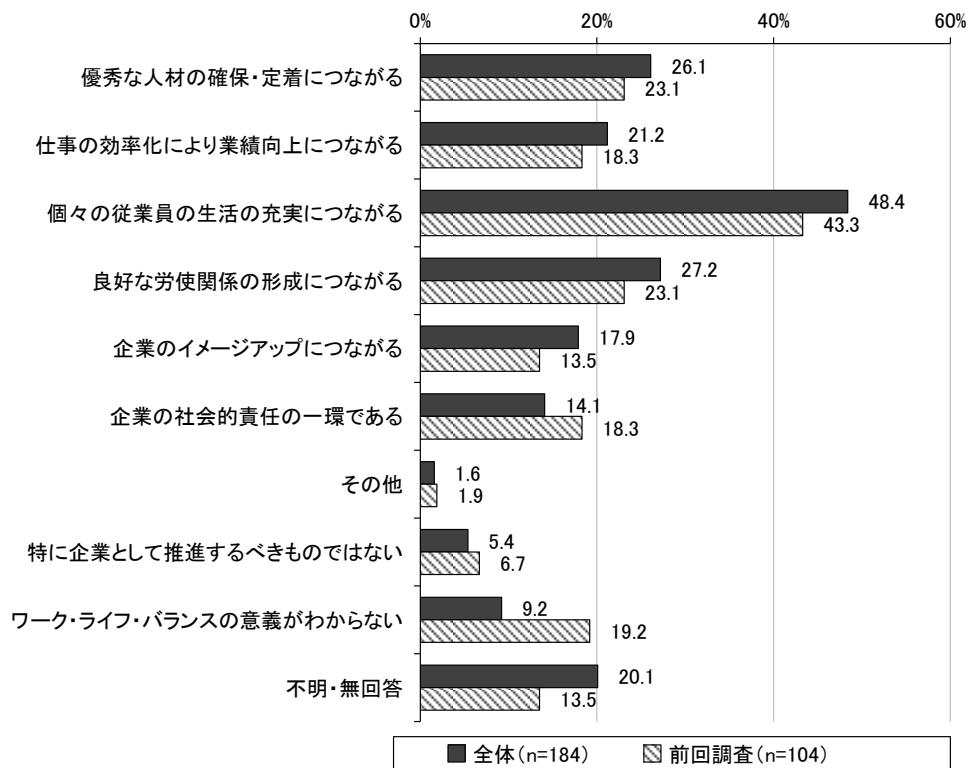
出典：印西市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査（市民対象調査）（令和4年）

〈男女共同参画に関する法律や用語（ワークライフバランス）を「知っている」と回答した割合（前回調査比較）〉



出典：印西市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査（市民対象調査）（令和4年、平成29年）

〈企業にとってのワーク・ライフ・バランスの推進によるメリット〉



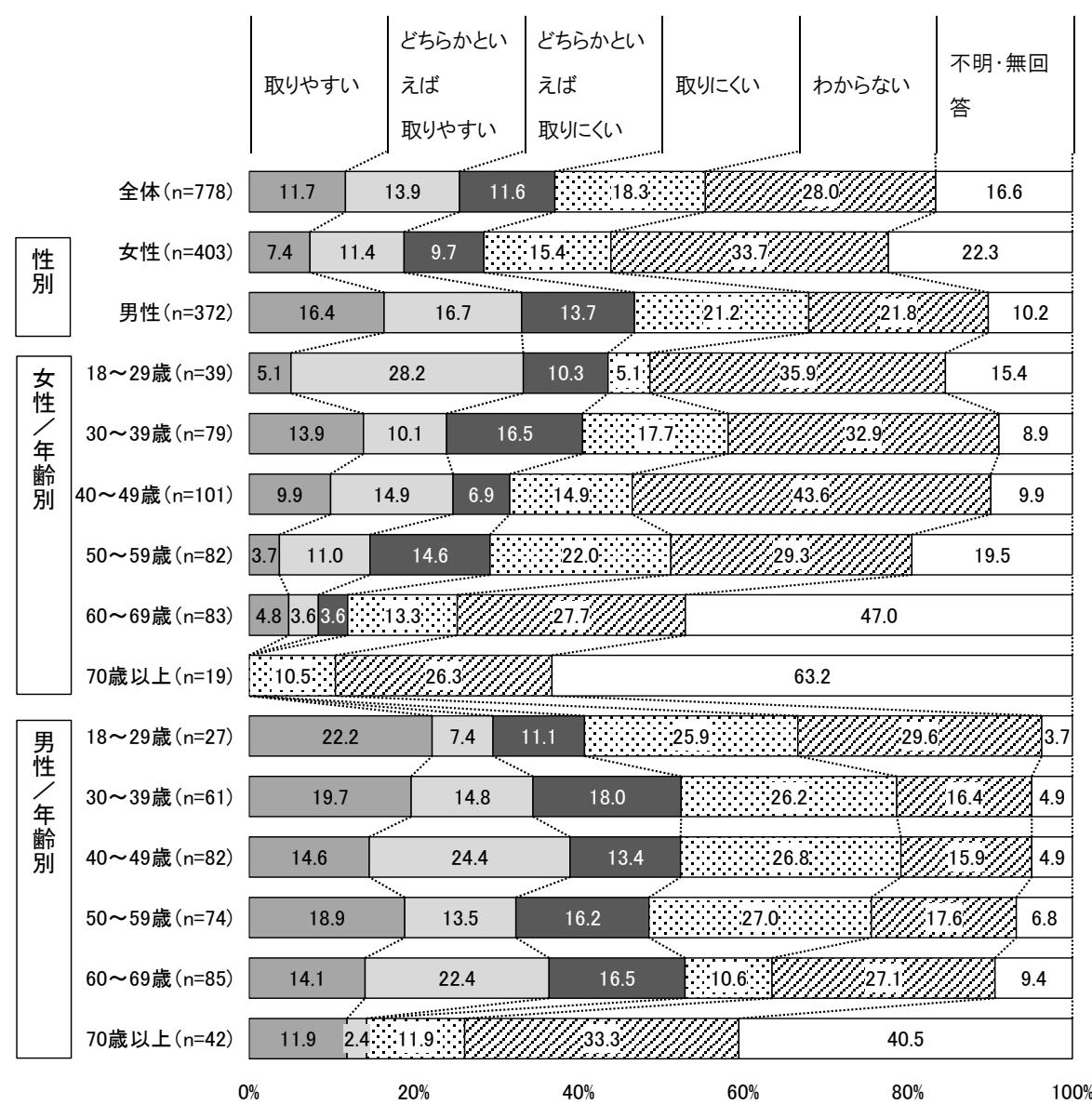
出典：印西市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査（事業主対象調査）（令和4年、平成29年）

## ②育児休業など、地域でケアを担う方への支援の充実

本市の男性職員の育児休業取得率はこの5年間で増加しましたが、市民意識調査では男性の育児休業の取りやすさについて、男性自身では30～50歳代で「取りにくい」と「どちらかといえば取りやすい」の合計が「取りやすい」と「どちらかといえば取りやすい」を上回っています。

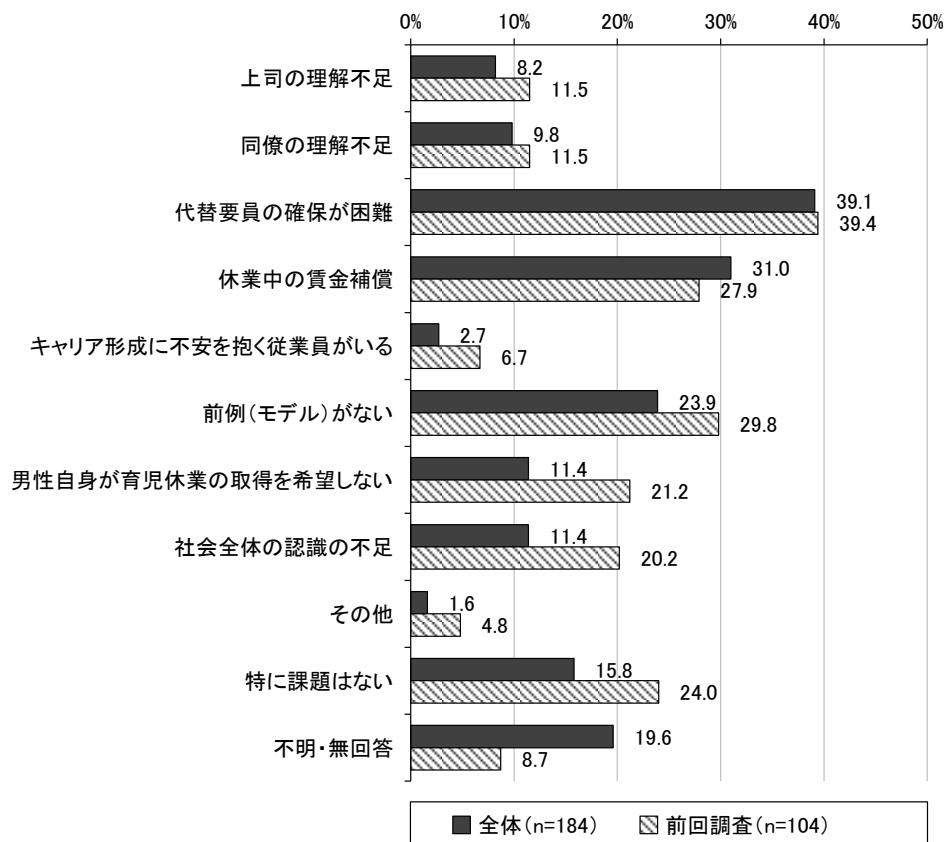
また、事業主対象調査によると、事業所の立場からは、従業員が育児休業や介護休業を取得するにあたっての課題として、「代替要員の確保が困難」や、「休業中の賃金補償」が挙がっています。前回調査と比較して、「前例がない」や、「従業員自身に休業を取る認識がない」、「社会全体の認識不足」は減少していることから、育児休業取得に対する認識は改善されているものの、環境や仕組みの改善には至っていないことがうかがえます。

<男性の育児休業の取りやすさ>



出典：印西市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査（市民対象調査）（令和4年）

＜従業員が育児休業や介護休業を取得するにあたっての課題＞



出典：印西市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査（事業主対象調査）（令和4年、平成29年）

### ③意思決定過程への女性の登用について、一部成果は出ているものの、男女ともにそれぞれの意識が障害となっている

審議会等の女性委員比率、市議会議員の候補者に占める女性の割合はともに上昇し、審議会等の女性委員比率については目標を達成しています。本市の職員の女性管理職比率についても上昇していますが、目標には達していない状況です。

市民対象調査においては、各分野で女性のリーダーを増やす際の障害として、「家事・育児・介護などにおける配偶者・パートナーや家族の支援が十分ではないこと」が最も高くなっています。前回調査と比較して「育児・介護の支援などの公的サービスが十分ではないこと」が10.1ポイント減少しています。女性リーダーの登用に向けては、女性自身は周囲の男性の意識が障害となると考える一方、男性は女性自身の意識が障害となると考えており、男女で認識の違いがみられます。この傾向は前回調査から変わらず、女性自身がリーダーを希望した場合であっても、周囲の男性の意識が女性登用の阻害要因となっている可能性があります。

また、管理職に昇進することに対するイメージについては、「責任が重くなる」が最も高く、次いで「賃金が上がる」、「やるべき仕事が増える」となっています。性別にみると、女性では男性と比較して「仕事と家庭の両立が困難になる」が高く、男性では女性と比較して「自分自身で決められる事柄が多くなる」、「家族から評価される」がそれぞれ高くなっています。管理職になることで女性は困難を感じる割合が高い一方で、男性はメリットを感じているという認識の違いがうかがえます。

＜各分野で女性のリーダーを増やすときに障害となると思うもの(性別)＞

単位:%		と 験 現 時 点 で は つ 、 女 性 必 要 が な 少 知 な 識 い や こ 経	と 女 性 自 希 望 し が な い り 一 ダ ー こ と に な る こ	望 や 上 司 し な 客 い が 同 こ 僕 性 の 部 下 と ダ な る 男 希 性	な 長 時 間 と 労 働 の 改 善 が 十 分 で は	と に 企 事 业 な ど と 广 域 お い て が 増 え る 管 理 職	と の 企 事 业 サ ボ な ど ト が 期 待 で き な い の こ 人	の 家 事 支 援 配 偶 が 十 分 ば か く で は ト な い パ 介 護 な ど に お い て は な い こ や と お 族 け	サ 育 児 い が 十 分 で は な い ビ 施 が た く な ど に お い て は な い 公 と	そ の 他	障 害 と な る も の は な い	わ か ら な い	不 明 ・ 無 回 答
全体(n=1,111)		21.9	27.0	35.0	41.7	22.8	20.8	53.1	43.5	1.6	2.6	7.1	1.9
前回	前回(n=1,258)	20.9	22.7	31.9	38.2	27.2	-	55.6	53.6	2.6	3.1	6.1	4.2
性別	女性(n=630)	21.0	22.2	43.3	45.4	24.6	25.1	58.1	48.9	1.0	0.8	7.1	1.4
	男性(n=476)	23.1	33.4	23.9	36.8	20.2	14.9	46.4	36.6	2.3	4.8	7.1	2.3

出典:印西市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査(市民対象調査)(令和4年、平成29年)

＜管理職に昇進することに対するイメージ(性別)＞

単位:%		や り が い の あ る 仕 事 が で き る	賃 金 が 上 が る	能 力 が 認 め ら れ た 結 果 で あ る	家 族 か ら 評 価 さ れ る	多 く な る 自 分 そ の 自 分 で 決 め ら れ る 事 柏 が	や る べ き 仕 事 が 増 え る	責 任 が 重 く な る	や っ か み が 出 て 足 を 引 つ 張 ら れ る	仕 事 と 家 庭 の 両 立 が 困 難 に な	そ の 他	特 に イ メ ー ジ は な い	わ か ら な い	不 明 ・ 無 回 答
全体(n=1,111)		30.1	53.5	47.3	11.9	23.2	51.6	78.4	7.8	31.1	2.3	2.6	3.2	1.9
前回	前回(n=1,258)	32.4	59.2	49.3	13.4	29.5	52.3	80.5	7.3	28.4	1.0	2.1	2.7	4.8
性別	女性(n=630)	28.6	52.7	50.0	9.0	16.2	51.3	79.4	7.9	38.7	2.2	2.9	3.0	1.7
	男性(n=476)	31.9	54.2	43.9	15.8	32.1	51.7	77.1	7.8	20.6	2.1	2.3	3.4	2.1

出典:印西市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査(市民対象調査)(令和4年、平成29年)

## 重点施策

### (1) 多様な働き方を選択できる環境づくり

男女が、性別によって生き方を制限されることなく活躍できるよう、男女が共に仕事と家庭の役割を担い、家庭内の状況や本人たちの意向に応じて多様な生き方を実現できるまちづくりを進めていきます。そのために、各種休業制度の活用をはじめとする職場における男女共同参画の推進や、若者や女性に対する就労支援などを行います。

#### II-(1)-1 男女がいきいきと働くための周知・啓発

No.	事業等	事業内容	所管課
21	男女共同参画や労働に関する制度・法令の市民への周知	市広報紙、市ホームページ等を活用し、「育児・介護休業法」、「男女雇用機会均等法」、「女性活躍推進法」、「パートタイム労働法」等の法令について、情報提供を行います。	市民活動推進課
22	事業所における男女共同参画の推進や女性の経営参画の普及等、労働に関する制度・法令の周知	「育児・介護休業法」、「男女雇用機会均等法」、「女性活躍推進法」、「パートタイム労働法」等の法令について、情報提供に努めます。また、ダイバーシティ・マネジメント <sup>10</sup> の重要性やポジティブ・アクションの取組の必要性についても周知に取り組みます。	経済振興課
23	家族経営協定の普及促進	認定農業者連絡会議等で、家族経営協定の普及促進に向けた周知に取り組みます。	農政課
24	職員における育児休業・介護休業等取得の推進	本市の職員及び教職員向けの『育児・介護のための両立支援ハンドブック』等を活用し、両立支援制度について周知します。	人事課 学務課
25	職員に対するハラスメントの防止に向けた啓発の実施	各種ハラスメントを防止するため、本市の職員及び教職員に対して、ハラスメントの内容を周知し、防止策の実施を促します。	人事課 学務課
26	事業所におけるハラスメントの防止に向けた啓発の実施	事業所における各種ハラスメントを防止するため、市民及び事業者に対して、ハラスメントの内容を周知し、事業者に対して防止策の取り組みを促します。	経済振興課

<sup>10</sup> ダイバーシティ・マネジメント：ダイバーシティ（多様性）の考え方をもとに多様な才能・技量を持った人員を配置し、組織の生産性を上げるための手法、施策のこと。

## Ⅱ-(1)-2 希望する働き方の実現に向けた支援

No.	事業等	事業内容	所管課
27	「いんざいお仕事探しナビ」等を通じた求人情報の提供	市独自の求人・求職サイト「いんざいお仕事探しナビ」を通じた情報提供を行うとともに、関係機関と連携し、求職者の状況に応じてセミナー等を開催します。	経済振興課
28	起業関連事業、融資制度等の情報提供	国・県・その他関係機関が発行する資料の配布等による情報提供を行います。また、市商工会が行う起業セミナーを支援するとともに、起業・創業に関する融資制度等の情報提供を行うことにより、起業を希望する人の起業活動の支援につなげます。	経済振興課
29	経済的自立に困難を抱える若者への支援	さまざまな問題を抱え、経済的な自立が困難な若者に対し就業に向けた支援を行います。	経済振興課

## (2) 地域社会で支える育児・介護の環境づくり

仕事と、育児や介護との両立は、働くことを希望する男女がその希望を叶えるにあたって特に重要な問題となります。

核家族化が進行する中で、近年では「ダブル・ケア」と言われる育児・介護のタイミングが重なることも指摘されています。本市においても、世帯の少人数化が進行し、特に核家族の世帯が多い状況下で、育児や介護に取り組む人を地域で孤立させないことがより一層重要となります。

そこで、出産、育児に取り組む保護者を支えるための各種制度や子育てナビ等の情報体制、相談体制を整え周知するとともに、家庭の状況に応じて利用できる各種サービスを提供していきます。また、可能な限り地域の人が関わりながら、育児や介護に取り組む家族を支援する体制を強化していきます。

## II-(2)-1 出産・育児に取り組む保護者のための支援

No.	事業等	事業内容	所管課
30	利用者支援専門員(子育てコンシェルジュ)による子育て支援サービスの利用支援	利用者支援専門員がサポート役となり、子育て中の家庭と、子ども・子育てに関わる市の教育や保育関係の施設とをつなぎ、様々な子育て支援サービスの利用を支援します。利用者支援専門員は、子ども・子育てに関する情報提供、必要に応じた相談・助言、関係機関との連絡調整等を担います。	子育て支援課 保育課
31	子育てに関する専門的な相談の実施	子どもや家庭に関わる問題やトラブルに対する不安・問題を解消できるよう、電話相談、訪問、面接等による対応を行います。	子育て支援課
32	子育てヘルプサービスの実施	一時的に家事、育児の支援が必要な家庭に対しホームヘルパーを派遣することにより、保護者と児童等の生活の安定を図り、ゆとりある子育てを支援します。	子育て支援課
33	産後ケア事業の実施	出産後に支援を必要とするお母さんが安心して子育てできるよう、助産所などの宿泊ができる施設や、自宅において心身のケア、育児の支援、その他必要な支援を行います。	子育て支援課

## Ⅱ-(2)-2 働く保護者のための育児支援

No.	事業等	事業内容	所管課
34	保育の受け皿整備	「印西市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育の受け皿拡充に向け、計画的に取組を推進し、待機児童の解消に努めます。	保育課
35	印西市保育士等処遇改善事業	印西市保育士等処遇改善事業補助金交付により、保育人材の確保、定着及び離職防止を図り、保育環境の向上に努めます。	保育課
36	一時保育・延長保育・病児保育の推進	多様な働き方の実現を支援するため、家庭において保育を行うことが一時的に困難となった乳幼児について(主として昼間)、保育園、認定こども園などにおいて、一時的に保育を行います。また、認定こども園や保育園等においては、認定区分ごとに定められた保育時間を超えて、保育を実施します。病児・病後児に対しては、病院等に付設された専用スペース等において、看護師や保育士が一時的に保育を行います。	保育課
37	産休明け保育・低年齢児保育の拡充	子育てがあっても希望に応じて働くことができるよう、産休明けの家庭に対する保育や、低年齢児に対する保育を拡充します。	保育課
38	学童保育(学童クラブ)の整備	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童を対象に、授業の終了後に施設を利用して、遊びを含めた生活の場を提供し、待機児童の解消に努めます。	保育課
39	ファミリー・サポート・センター事業	子どもの預かり等の援助を希望する人と援助を行いたい人との相互支援活動に関する連絡・調整を行います。事業の周知と会員の募集を呼びかけ、会員の充実と相互援助活動の支援を図ります。	子育て支援課

## Ⅱ-(2)-3 地域で暮らすための介護支援

No.	事業等	事業内容	所管課
40	介護保険制度や介護サービスの周知	市ホームページ、パンフレット、高齢者福祉のしおり、出前講座等を通じて、介護保険サービス及び介護保険制度の周知に取り組みます。	高齢者福祉課
41	家族介護者への支援	家族介護者への支援として、各種高齢者在宅福祉サービスを提供するとともに、家族介護者教室により、家族介護者の知識習得や負担軽減を図ります。	高齢者福祉課

## 重点 施策

### (3) 政策・方針決定過程への女性参画の促進

様々な意思決定の過程において、男女が対等な立場で参画していくことが、男女の意見を反映した社会の実現につながります。

そのため、現在女性の割合の少ない審議会等の委員や本市の管理職等において、女性がこれまでよりも登用されることを促し、政策・方針決定の過程において、性別による偏りが少ない環境の実現を目指します。

性別にとらわれずには意思決定に関わることができれば、より豊かな社会づくりにつながります。政策・方針決定過程への女性参画促進に向けて、まずは本市の女性職員の管理職登用を進めるほか、組織の中で女性が活躍できる環境づくりを促進します。

#### II-(3)-1 審議会等における女性参画の推進

No.	事業等	事業内容	所管課
42	審議会等の女性委員選任の推進	「印西市市民参加条例施行規則」に基づき、審議会等での女性委員の積極的な登用に努めます。	全課

#### II-(3)-2 管理職等への女性の登用促進

No.	事業等	事業内容	所管課
43	女性職員の登用	女性職員の管理職等への積極的な登用を進めため、本市の職員全体への意識啓発や、女性に対する実務能力向上のための研修を実施します。女性職員の職域拡大、能力開発を進めます。	人事課
44	特定事業主行動計画及び女性の登用状況の公表	本市の特定事業主行動計画を市ホームページで公開するとともに、女性の登用状況を毎年度市ホームページ等で公表します。	人事課

◆目標指標◆

	指標項目	現状値	目標 【令和 10 年度】	関連する 事業No.	準拠する 計画
3	家族経営協定の締結数	42 (令和 4 年度)	▶ 増加	23	国 県
4	保育園待機児童数	13 人 (令和 4 年度)	▶ 解消	34	国 県
5	学童保育（学童クラブ） 待機児童数	31 人 (令和 4 年度)	▶ 解消	38	
6	審議会等の女性委員比率	30.5% (令和 4 年度)	▶ 30% 以上	42	国 県
7	本市の職員に関する比率				
	(1) 男性の育児休業 取得率	56.0% (令和 4 年度)	▶ 85%	24	国
	(2) 女性管理職比率	12.1% (令和 4 年度)	▶ 22%	43	国

## 重点目標 III



### 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり

#### 背景

性別に関わらず、個人がその能力や個性に応じていきいと輝くためには、身体的、精神的な安全・安心が確保されていることが基本となります。

また、女性をめぐる課題が複雑化、多様化、複合化していることがコロナ禍により顕在化し、女性支援強化が喫緊の課題として認識される中、令和4年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立しました。多様な人々の人権が尊重される社会をつくることは、それ自体が重要なことであり、その結果として女性が複合的な困難を抱えるリスクが減ることにつながります。

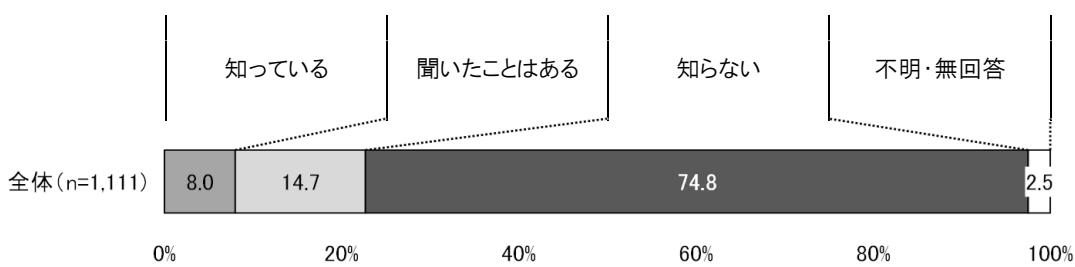
#### 現状と課題

##### ①性差を理解・尊重し、自身の健康を主体的に確保できる社会をめざす

生涯を通じた健康の保持のためには、疾患の罹患状況や、健康の社会的決定要因とその影響が男女で異なることなどに鑑み、性差に応じた適格な保健・医療を受けることが必要です。女性特有のがんである子宮頸がんや乳がんの本市における検診受診率は1割台となっており、5年前と比較して減少しています。

また、誰もが生涯にわたって自分の健康を主体的に確保できるよう、男女が互いの性を尊重し、それぞれの身体の特徴を理解していく必要があります。市民対象調査では、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ<sup>11</sup>」(性と生殖に関する健康権利)という言葉を知らない市民の割合は 74.8%と、知っている市民の割合を大きく上回っている状況です。

〈「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」(性と生殖に関する健康権利)という言葉の認知度〉



出典：印西市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査（市民対象調査）（令和4年）

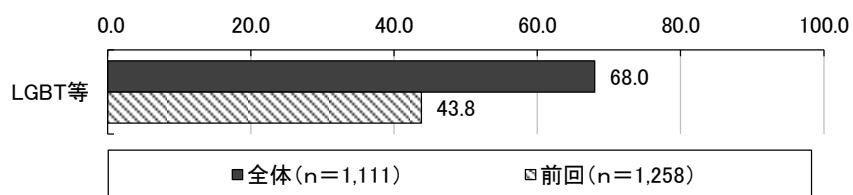
<sup>11</sup> リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)：Reproductive Health and Rights の訳語。女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であることをリプロダクティブ・ヘルスと呼び、このリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利をリプロダクティブ・ライツという。

## ②あらゆる市民が暮らしやすいまちづくりへの取り組みを進める必要がある

市民対象調査では、「LGBT 等」という言葉を「知っている」市民の割合は 68.0%と、5年前と比較して大きく上昇しています。本市において多様な性に関する教育や啓発事業を実施してきたことや、社会的に性の多様性に関する理解が広がってきたことで、認知度が高まってきたことがうかがえます。

また、本市の外国人数、人口に占める外国人割合はともに毎年増加しています。本市では外国人市民のための無料相談等を実施するなど、あらゆる人が暮らしやすい環境づくりに取り組んでいます。

＜「LGBT 等」を「知っている」と回答した割合(前回調査比較)＞



## ③男女共同参画の視点を取り入れた災害対策・防災活動を進めていく必要がある

災害は、風水害、地震などの自然現象と、それを受け止める社会の在り方により、被害の大きさが決まってくると考えられています。気候変動などにより大規模災害が頻発する中、社会的要因による災害時の困難を減らすための取組が求められています。

本市においては、講座や防災訓練を通して防災意識の向上を目指しています。今後も、災害対策・防災活動への女性の参画を進めるとともに、地域において防災の中心を担っている消防団においても、女性消防団員の登用を進めます。

## 重点施策

### (1)生涯にわたる健康づくり

身体的、精神的な安全・安心の確保に向けては、男女が互いの性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりの気持ちを持つことや、いのちの尊さを理解することが重要です。そのため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する理解の醸成に取り組むとともに、性差や年齢差、また妊娠出産などのライフステージに応じた健康支援を推進し、生涯にわたって男女が共に健康で暮らせるこことを目指します。

#### III-(1)-1 妊娠・出産等に関する健康支援

No.	事業等	事業内容	所管課
45	特定妊婦及びハイリスク妊婦への個別相談	妊娠届出書をもとに、保健師等による特定妊婦及びハイリスク妊婦への個別相談を行い、妊娠期の妊婦の不安の解消に努めます。	健康増進課 子育て支援課
46	母性健康管理指導事項連絡カードの周知	母性健康管理指導事項連絡カードの周知や活用促進を図るため、母子手帳発行面接時などに、働く妊婦への個別指導と連絡カード配布を行います。	健康増進課

#### III-(1)-2 「いのち」と「性」に関する教育の充実

No.	事業等	事業内容	所管課
47	性や生命について理解する教育の推進	保健学習を中心に、養護教諭等の助言やT・T(チーム・ティーチング)によって、思春期の児童生徒を対象にした性教育の充実を進めます。また、沐浴人形、妊婦疑似体験ジャケット等を使用し、生命的誕生や尊さについても理解する教育を実践します。	指導課 健康増進課
48	思春期の成長・発達に関する保護者への知識・情報の提供	保健だよりの発行や保健の授業の公開を通して、保護者への情報提供を行います。	指導課
49	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発	男女が互いの性に関して正しい知識を身に付け、理解を深めるため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発を行います。	市民活動推進課

### III-(1)-3 性差や年齢差に応じた健康支援

No.	事業等	事業内容	所管課
50	性別特有のがんに関する啓発や、各種健診(検診)の受診促進	乳がん・子宮頸がん・前立腺がん等の性別特有のがんに関する正しい知識を普及啓発するとともに、受診勧奨等により受診率向上に努めます。	健康増進課
51	介護予防の推進	地域支援事業における介護予防事業を開催するとともに、介護支援ボランティア制度に基づく活動を積極的に奨励・支援します。	高齢者福祉課

## 重点施策

### (2) 誰もが住みやすい地域づくり

社会の中では、障がいのある人・ひとり親家庭・性的少数者であること等により、これらの人々が、生きづらさを感じる状況も多くあります。また、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人の存在も指摘されていることから、誰もがいきいきと暮らすためには、個々の人が自立した一人の人間であることを認め、尊重した上で、自立した生き方ができるための支援を推進していきます。

さらに、災害時においては、平常時における社会の課題が一層顕著に表れやすいため、避難所における男女のニーズの違いなど、男女双方の視点を取り入れた安全・安心の確保が重要となります。そのため、平常時から災害時における男女共同参画の視点を意識して備えを進めるなど、意識づくり・体制づくりを進めます。

#### III-(2)-1 障がいのある人・ひとり親家庭・性的少数者等への支援

No.	事業等	事業内容	所管課
52	障がいのある人に対する合理的配慮の理解促進	障がいのある人に合理的な配慮ができるよう、周知や啓発などによる理解促進に努めます。	障がい福祉課
53	ひとり親家庭等への支援	母子・父子自立支援員による相談対応のほか、ひとり親家庭に自立支援教育訓練給付金、ひとり親家庭高等技能訓練促進費の支給、医療費助成等を行います。	子育て支援課
54	性的少数者に関する市民及び事業者への啓発	性的少数者についての理解を進めるための啓発を市ホームページや情報紙等を通して実施します。また、性的少数者の当事者が利用することのできる相談支援等の周知に努めます。	市民活動推進課
55	多様な性に関する教育及び性的少数者への配慮の促進	児童生徒及び保護者に対し多様な性について正しい知識と理解を深める教育を実施するとともに、性的少数者へのきめ細かな配慮や相談体制の構築に取り組みます。また、教職員向けの研修等による理解促進に努めます。	指導課

### III-(2)-2 多文化共生の推進

No.	事業等	事業内容	所管課
56	言語に配慮した行政情報の提供	外国人市民にわかりやすい情報提供を実現するため、外国語ややさしい日本語による広報に努めます。	全課
57	外国人市民のための無料相談	外国人市民の日常生活における悩みや法律に関する問題等の相談に、行政書士が無料で対応します。	企画政策課

### III-(2)-3 災害対策や町内会等の活動における男女共同参画の推進

No.	事業等	事業内容	所管課
58	個別対策マニュアル等の見直し	男女共同参画の視点を踏まえ、個別対策マニュアル、避難所運営マニュアル等の見直しを随時行います。	防災課
59	女性消防団員の積極的な登用	防火・防災に女性の参画を促進するため女性消防団員の登用を図り、市民への啓発活動を継続します。	防災課
60	町内会等の活動への女性の参画の促進	町内会等の活動において、男女が共に活躍できるよう情報提供を行い、女性の参画を促進します。	市民活動推進課

### ◆目標指標◆

	指標項目	現状値		目標 【令和 10 年度】	関連する 事業No.	準拠する 計画
8	市の子宮頸がん検診受診率	14.3% (令和 4 年度)	▶	増加	50	国 県
9	市の乳がん検診受診率	19.4% (令和 4 年度)	▶	増加	50	国 県
10	女性消防団員数	9人 (令和 4 年度)	▶	増加 (定員 25 人)	59	国 県
11	町内会等の会長・副会長に占める女性の割合	5.1% (令和 4 年度)	▶	10%	60	



## 第 4 章 推進体制

---

# 1. 推進体制の強化

## (1) 庁内推進体制の充実

本プランの推進にあたり、行政の果たす役割は大きく、まずは行政が率先して男女共同参画の取り組みを進めていくことが重要です。本市の職員一人ひとりが男女共同参画の重要性を認識して行動できるよう、必要に応じて職員研修を実施するとともに、施策の立案・評価や事業の実施にあたっては男女共同参画の視点を持って行います。

また、「女性活躍推進法」に基づく特定事業主行動計画を着実に実施するとともに、ポジティブ・アクションとして女性の職域拡大や登用を図り、市役所が男女共同参画のモデルとなることを目指します。

## (2) 印西市男女共同参画推進委員会

学識経験者や公募委員、関係機関・団体の代表等により構成される「印西市男女共同参画推進委員会」において、本プランの策定に関することについて、様々な立場からの意見を広く聴取し、必要な調査、審議及び検討を行います。

また、本プランに基づく施策の推進については毎年度、計画の進捗状況について点検・評価を行います。

## (3) 関係機関等との連携の推進

本プランの推進にあたり、国・県等関連機関の動向や情報等を入手するとともに、他自治体の先進事例等を収集し、本市の施策に活用できるよう調査研究を行います。

また、事業者に対しては、職場における男女共同参画の推進に向けた働きかけを行います。

さらに、男女共同参画に関する活動を行う団体との連携を図り、啓発活動や情報発信を行います。

## (4) 男女共同参画活動拠点機能の整備

男女共同参画に関する相談窓口や、男女共同参画の啓発、活動の拠点として印西市男女共同参画センターを設置し、推進機能の強化を図ります。

## 2. 計画の進行管理

### (1) 事業の推進状況の点検・評価

本プランに基づく施策を総合的かつ計画的に推進していくために、本プランに位置付けた事業の推進状況について、所管課において毎年度点検・評価を行います。その結果は、「印西市男女共同参画推進委員会」に報告し、推進状況の点検・評価等の諸問題を協議したうえで、達成状況及び翌年度の方向性を年次報告として市民に公表します。

### (2) 目標指標による進捗の把握

本プランに位置付けた目標指標について、策定時の現状値と比較して進捗状況を把握します。市民対象調査による指標項目については、5年に一度の意識調査を実施し、調査をした年度に比較・検討を行います。

### 3. 計画の目標指標一覧

#### 重点目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画意識づくりを進めるまちづくり

	指標項目	現状値	目標 【令和10年度】	関連する 事業No.	準拠する 計画
<b>1</b>	<b>男女平等と感じる人の割合</b> (市民意識調査)				
	(1) 社会全体	13.9% (令和4年)	▶ 増加		国 県
	(2) 職場	30.5% (令和4年)	▶ 増加		
	(3) 家庭生活	31.6% (令和4年)	▶ 増加		
<b>2</b>	<b>教職員の男女共同参画の意識を醸成するための研修機会の提供</b>	新規	▶ 小学校全校 中学校全校	10	

#### 重点目標Ⅱ 多様な生き方が実現でき、男女がともに活躍できるまちづくり

	指標項目	現状値	目標 【令和10年度】	関連する 事業No.	準拠する 計画
<b>3</b>	<b>家族経営協定の締結数</b>	42 (令和4年度)	▶ 増加	23	国 県
<b>4</b>	<b>保育園待機児童数</b>	13人 (令和4年度)	▶ 解消	34	国 県
<b>5</b>	<b>学童保育（学童クラブ）待機児童数</b>	31人 (令和4年度)	▶ 解消	38	
<b>6</b>	<b>審議会等の女性委員比率</b>	30.5% (令和4年度)	▶ 30% 以上	42	国 県
<b>7</b>	<b>本市の職員に関する比率</b>				
	(1) 男性の育児休業取得率	56.0% (令和4年度)	▶ 85%	24	国
	(2) 女性管理職比率	12.1% (令和4年度)	▶ 22%	43	国

### 重点目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり

	指標項目	現状値		目標 【令和 10 年度】	関連する 事業No.	準拠する 計画
8	市の子宮頸がん検診受診率	14.3% (令和 4 年度)	▶	増加	50	国 県
9	市の乳がん検診受診率	19.4% (令和 4 年度)	▶	増加	50	国 県
10	女性消防団員数	9 人 (令和 4 年度)	▶	増加 (定員 25 人)	59	国 県
11	町内会等の会長・副会長に 占める女性の割合	5.1% (令和 4 年度)	▶	10%	60	



## 第 5 章 資料編

---

## 1. 計画の策定経過

日付	内容
令和4年 9月 26 日	令和4年度第1回印西市男女共同参画推進懇話会 ○第3次印西市男女共同参画プラン令和3年度進捗状況報告について ○第4次印西市男女共同参画プラン策定に係る意識調査について
令和4年 11月	印西市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査 ○市民意識調査:18歳以上の男女 3,000人 ○事業所調査:印西市商工会の会員企業 770事業所 及び非会員企業 24事業所 ○小中学校調査:市内小中学校 27校
令和5年 5月 18 日	令和5年度第1回印西市男女共同参画推進委員会 ○第4次印西市男女共同参画プランの策定について
令和5年 6月 28 日	令和5年度第1回印西市男女共同参画推進本部幹事会 ○第3次印西市男女共同参画プラン令和4年度進捗状況報告について ○第4次印西市男女共同参画プランの策定について
令和5年 7月 12 日	令和5年度第1回印西市男女共同参画推進本部会 ○第3次印西市男女共同参画プラン令和4年度進捗状況報告について ○第4次印西市男女共同参画プランの策定について
令和5年 9月 15 日	令和5年度第2回印西市男女共同参画推進委員会 ○第3次印西市男女共同参画プラン令和4年度進捗状況報告について ○第4次印西市男女共同参画プランの策定について ○重点目標別課題グループワーク
令和5年 10月 5日	令和5年度第2回印西市男女共同参画推進本部幹事会 ○第4次印西市男女共同参画プランの策定について
令和5年 10月 23 日	令和5年度第2回印西市男女共同参画推進本部会 ○第4次印西市男女共同参画プランの策定について
令和5年 12月 1日～15 日	パブリック・コメントの実施 ご意見数:0件
令和6年 1月 16 日	令和5年度第3回印西市男女共同参画推進委員会 ○パブリックコメントの結果について ○第4次印西市男女共同参画プラン(最終案)について
令和6年 1月 23 日	令和5年度第3回印西市男女共同参画推進本部幹事会 ○第4次印西市男女共同参画プラン(最終案)について
令和6年 1月 29 日	令和5年度第3回印西市男女共同参画推進本部会 ○第4次印西市男女共同参画プラン(最終案)について

## 2. 諒問・答申

(1) 諒問

(2) 答申

### 3. 印西市男女共同参画推進委員会委員名簿

任期:令和5年5月1日～令和7年4月30日

区分	所属	氏名
学識経験を有する者	川村学園女子大学	叶内 茜※1
	順天堂大学	荻原 朋子
	昭和女子大学(非常勤講師)	赤堀 久里子
	千葉県男女共同参画地域推進員	萩山 久雄
	千葉市男女共同参画センター(専門員)	大橋 葉子
公募により選出された市民	公募市民	國武 悠人
各種団体の代表	佐倉人権擁護委員協議会第三部会	中嶋 加奈江
	印西市民生委員児童委員協議会	小林 久男
	印西市校長会	市原 康之
	印西市商工会	小幡 葉子
	印西市女性の会	小川 君子
	印西市町内会自治会連合会	小杉 志行
	印西市PTA連絡協議会	滝口 かおり
	印西市市民活動支援センター	宮本 律子
	イオンリテール株式会社 イオン千葉ニュータウン店	松山 由香

(順不同・敬称略)

※1 令和5年5月1日～令和5年7月18日

## 4. 印西市男女共同参画推進委員会設置条例

令和5年3月14日条例第1号

### (設置)

第1条 男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、印西市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 印西市男女共同参画プランの策定及び変更に関する事項
- (2) 印西市男女共同参画プランに基づく施策の実施状況に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表
- (3) 公募により選出された市民

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民部市民活動推進課において処理する。

### (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

#### (準備行為)

2 この条例の規定による委員会の委員の委嘱に関し必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表市民参加推進委員会委員の項の次に次のように加える。

男女共同参画推進委員会委員	日額 7,500円
---------------	-----------

## 5. 印西市男女共同参画推進委員会委員設置要綱

令和5年3月14日告示第33号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、印西市男女共同参画推進委員会設置条例（令和5年条例第1号）第8条の規定に基づき、印西市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

### (会議の招集)

第2条 委員会を招集しようとするときは、会議開催の場所、日時及び付議すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する事項があるときは、直ちに会議に付議することができる。

### (会議の書面開催)

第3条 会長は、会議を招集する暇がないと認めたときは、期日を指定して書面により委員の賛否を求め、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

2 前項の場合において、指定の期日までに到着しないものは、議決の数に加えないものとする。

### (意見の聴取)

第4条 会長は、会議に際し必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴取することができる。

### (守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

## 6. 印西市男女共同参画推進本部設置要綱

平成18年3月14日告示第24号

### 改正

平成19年3月8日告示第20号

平成22年3月17日告示第81号

平成26年3月27日告示第27号

平成27年3月31日告示第47号

平成30年3月27日告示第43号

平成31年3月5日告示第20号

#### (設置)

**第1条** 市における男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、印西市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

**第2条** 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会の形成に関する施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 印西市男女共同参画計画の策定及び推進に関すること。
- (3) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

#### (組織)

**第3条** 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長を、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部員は、教育長並びに印西市行政組織条例（平成8年条例第13号）第2条に規定する部、印西市教育委員会行政組織規則（昭和41年教育委員会規則第1号）第11条の表に規定する教育部及び印西市水道事業の設置等に関する条例（昭和52年条例第12号）第4条第2項に規定する水道部の長の職にある者をもって充てる。

#### (本部長及び副本部長)

**第4条** 本部長は、会務を総括し、推進本部を代表する。

2 本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。

#### (会議)

**第5条** 推進本部の会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長が議長となる。

#### (幹事会)

**第6条** 推進本部に幹事会を設置し、総括幹事及び幹事をもって組織する。

2 総括幹事は、市民部長の職にあるものを充て、幹事は印西市行政組織規則（平成9年規則第31号）第6条第1項に規定する課のうち部内の連絡調整に関する事を所掌する課、印西市教育委員会行政組織規則第11条の表に規定する教育総務課及び印西市水道事業処務規程（昭和57年水道事業管理規程第1号）第2条に規定する課の長並びに推進本部の所掌事務について市長が必要と認める課の長の職にある者をもって充てる。

3 総括幹事は、必要な都度幹事会の会議を招集し、これを主宰する。

- 4 幹事会は、推進本部の所掌事項に関する専門的な調査及び検討並びに推進本部に付議すべき事項の調整及び調査を行うものとする。
- 5 幹事会は、前項の調整及び調査を行うために、必要があると認めた場合は、作業部会を設置することができる。
- 6 総括幹事に事故あるときは、市民部市民活動推進課長の職にあるものがその職務を代理する。

(協力要請)

**第7条** 推進本部は、必要があると認めるときは、協議事項に關係のある職員に推進本部への出席及び資料の提出等協力を要請することができる。

(庶務)

**第8条** 推進本部の庶務は、市民部市民活動推進課において処理する。

(その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則** (平成19年3月8日告示第20号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則** (平成22年3月17日告示第81号)

この告示は、平成22年3月23日から施行する。

**附 則** (平成26年3月27日告示第27号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則** (平成27年3月31日告示第47号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則** (平成30年3月27日告示第43号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則** (平成31年3月5日告示第20号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

## 7. 根拠法令(抄)

### (1)男女共同参画社会基本法

平成十一年法律第七十八号  
(男女共同参画基本計画)

#### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない。

#### (政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

#### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

#### (国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない

#### (都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## (2)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成十三年法律第三十一号

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## (3)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年法律第六十四号

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第4次印西市男女共同参画プラン

令和6年3月発行

発行 印西市

編集 印西市 市民部市民活動推進課 男女共同参画係

住所 〒270-1396 千葉県印西市大森 2364 番地 2

電話 0476-33-4431